

リスクシナリオごとの対応方策

令和7年3月



五 戸 町

目 次

リスクシナリオ		頁
1 直接死を最大限防ぐこと		
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	17
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	25
1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	37
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	47
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	49
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること		
2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	53
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	61
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	65
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	73
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱	77
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	81
2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	91
2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	95
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	105
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	111
3-3	防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止	113
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	117
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	121
4-3	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等	—

リスクシナリオ		頁
4-4	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止	125
4-5	食料等の安定供給の停滞	127
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	129
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	133
5-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	135
5-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態	139
5-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	141
6 重大な二次災害を発生させないこと		
6-1	ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	145
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	147
6-3	原子力施設からの放射性物質の放出	151
6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	153
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること		
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	157
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	159
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	163
7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	165

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと		
リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
＜住宅・建築物の耐震化による地震対策＞ 町民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者を支援する制度や有利な融資制度の周知に努めている。		令和5年度時点の住宅の耐震化率は76.6%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
＜特定建築物等の耐震化＞ 不特定多数の者が利用する特定建築物等の地震に対する安全性を向上させることにより、建物の倒壊等による利用者等への被害拡大を防ぐため、特に耐震診断が義務化された民間所有の特定建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。		令和5年度時点の町有特定建築物の耐震化率は90.5%であり、依然、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
＜老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策＞ 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の老朽化対策に取り組んでいる。		令和5年度現在、公営住宅の耐震化率は100%に近い数値となっているが、今後は、安全性を強化・確保するため、改修等による老朽化対策を推進する必要がある。
＜病院施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の長寿命化を検討している。		災害時に医療の拠点となる五戸総合病院は、耐震基準を満たしているが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
＜社会福祉施設等の耐震化＞ 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。		耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、耐震化を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物の耐震化や老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、地域防災力の向上を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	住宅の耐震化を一層促進するため、県と連携を図りながら、引き続き、国の防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用し、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等へ補助等を実施する。 また、町民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、町民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	県 町	○住宅の耐震化率 76.6%（R5）→95.0%（R15）	
○	特定建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、県と連携を図りながら、国の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金（建築物耐震対策緊急促進事業）を活用し、耐震診断が義務化された民間所有の特定建築物の耐震改修工事等を促進する。 また、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	県 町	○町有特定建築物の耐震化率 90.5%（R5）→100%（R15）	
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽化対策を推進する。	町		
○	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。 五戸総合病院は、建築後 20 年以上経過しているため、建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	県 町		
○	県及び町は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、国・県の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	○町有特定建築物の耐震化率 90.5%（R5）→100%（R15）	

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		公立学校施設の構造体の耐震化は完了済みであり、今後は非構造部材の耐震化を行っていく必要がある。 公立学校施設は経年劣化により損耗がある施設も見られることから、修繕や改築など老朽化対策が必要である。 町立公民館については、構造体の耐震化は完了済みであり、今後は非構造部材の耐震化を行っていく必要がある。 町立公民館は経年劣化により各所に損耗が見られることから、引き続き老朽化対策が必要である。
<私立学校の耐震化> 幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。		耐震基準を満たしていない施設を有する私立学校があることから、引き続き耐震化の取組を促す必要がある。
<建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による建築物の倒壊や被災した宅地の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成に努めている。		円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。
<文化財の防災対策の推進> 文化財を火災・震災等から守るため、耐震対策・防火施設整備の強化を検討するほか、所有者等への防火防犯通知等を検討している。		文化財建造物は火災に弱く、耐震性が十分でない可能性があることから、不十分なものに関して耐震対策・防火施設整備の強化を行う必要がある。
<ブロック塀等の安全対策> ブロック塀等の所有者に対し、安全点検を実施するよう促すとともに、危険なブロック塀等の安全対策工事への補助を行っているほか、住民からの相談に対応している。		依然、危険なブロック塀等が見受けられることから、耐震化を一層促進する必要がある。
<学校施設等の非構造部材の耐震化> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設の安全性を向上させるため、天井や外壁などの非構造部材の耐震化に取り組んでいる。		公立学校施設の構造体の耐震化は平成 25 年度に完了している。 経年劣化により非構造部材が損耗することがあるため、定期的な点検を継続する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し、修繕や改築などを進める。 町立公民館についても、利用者の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、引き続き、耐震化及び老朽化対策を実施する。	町	○町有特定建築物の耐震化率 90.5% (R5) →100% (R15)	
	私立学校施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進する。	県 学校法人等		
○	円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するため、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。	県 町		
○	県と連携し、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援する。	県 町		
○	ブロック塀等の耐震化を一層促進するため、引き続き、国の防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用し、県と連携を図りながら、危険なブロック塀等の安全対策工事へ補助を実施する。 また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	県 町		
○	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、公立学校施設の非構造部材の定期的な点検を実施する。 また、点検の結果、必要に応じて、修繕等を行い、公立学校施設の安全性の向上に取り組んでいく。	県 町		

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】		
＜公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策＞ 町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設マネジメントの推進に係る基本方針（五戸町公共施設等総合管理計画）に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。		公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。
＜町庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時に防災拠点となる町庁舎・消防本部等の耐震化を進めている。		防災拠点となる町庁舎や消防庁舎等の公共施設等の耐震化率は、令和5年度時点で90.5%であることから、引き続き、施設の耐震化を進める必要がある。 町の災害対策本部を設置する町庁舎については、免震構造であり、耐震改修は実施していないが、将来的な耐震化対応を検討する必要がある。
＜ため池・調整池施設の防災・減災対策＞ ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策の実施を検討している。		ため池中期プランの対象ため池のうち、当町にある防災重点農業用ため池3か所を優先的に、計画的に詳細調査に取り組む必要がある。 また、調整池についても、点検の実施を検討していく必要がある。
【市街地の防災対策】		
＜都市公園における防災・老朽化対策＞ 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明灯の導入を検討している。		災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備が整備されていないことから、整備を促進する必要がある。
＜災害に強い市街地形成に関する対策＞ 避難地・避難路（道路・公園・広場）等の公共施設整備や避難場所（津波避難タワー等）の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化等を推進し、地域の避難性や防災性の向上を図っている。		災害発生時には、避難場所までの移動に時間を要することや各避難場所に避難者が集中することが想定されることから、避難活動の円滑化を図る必要がある。 また、避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備が整備されていないことから、整備を促進する必要がある。 そのほか、災害に伴い火災が発生した場合、安全に避難できないこと、密集市街地では延焼を防止できないことから、避難の安全性や消防活動の確保及び市街地の延焼の遮断・遅延を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、公共施設マネジメント研修会等を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町		
○	引き続き、町庁舎・消防本部等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、町庁舎の災害対策本部機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	町 消防本部		
○	防災工事が必要と判断されたため池について、青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	県 町		
○	避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明灯の導入を図る。	町		
○	引き続き、地域の避難性や防災性の向上に取り組むため、国・県と連携を図りながら、国の防災・安全交付金等を活用して、避難地・避難路（道路・公園・広場）等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化等を推進していく。 また、市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、生活街路の整備を検討していく。	国 県 町		

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。		都市計画道路の未整備区間が多く、市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。
<電線の地中化> 市街地における災害発生時の電力等の早期復旧や電柱等が倒壊することによる道路の寸断等を防止するため、電線類の地中化を推進している。		市街地の一部で電線類の地中化が完了しているが、災害発生時に電柱の倒壊による閉塞を避けるため、電線類の地中化を推進する必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。		依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。		整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
【空き家対策】		
<空き家対策> 大規模災害等による空き家の倒壊等を防止するため、五戸町空き家等対策の推進に関する条例の制定、五戸町空き家等対策計画の策定など、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。		大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから、倒壊のおそれがある危険な空き家（特定空き家）の解体を促すとともに、空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	国 県 町		
○	市街地における防災性の向上に向け、引き続き、電線類の地中化を推進する。	国 県 町		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		
○	倒壊のおそれ等がある危険な空き家の解体の促進や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、県と連携を図りながら、国の空き家対策総合支援事業等を活用し、空き家解体費用補助金の交付、空き家の適正管理や利活用を促進するためのサポート体制の構築などを行う。 また、連携中枢都市圏事業として各市町村における危険空き家等対策の現状・課題の整理や意見交換、専門家や先進自治体職員を招いての研修会を行い、危険空き家等に関する課題解決を図る。	県 町 連携市町村 (全市町村)	○空き家等実態調査における空き家率 10.5% (R5) →10.5%程度 (R15) ○空き家等実態調査における空き家全体に占める老朽危険度判定ランクがC及びDである空き家の割合 52.4% (R5) →50.0%以下 (R15)	○

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防火対策・消防力強化】		
＜防火意識の普及・啓発＞ 防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施しているほか、住民や事業所等を対象とした防火教室等を開催している。 また、住宅用火災警報器の設置を推進している。		火災件数及び火災による死者数を減少させるため、引き続き、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。
＜家具・機械設備等の転倒防止＞ ひとり暮らし高齢者などを対象に、家具を固定する器具の取付けや、地震・火災による災害の予防対策を行っている。		高齢化の進展等に伴い、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増加することが予測されていることから、安全な生活環境を確保していくための取組を継続していく必要がある。
＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。		大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
＜消防団の充実＞ 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、中型自動車免許取得への補助金のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。		近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
＜消防団員の安全確保＞ 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。		災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、マニュアルを策定する必要がある。
＜ドローン等のデジタル技術の活用＞ 町では、ドローンを活用した災害情報の収集に関する協定を関係団体と締結しているほか、町でドローンを購入し、災害時において職員がドローンを活用した災害情報の把握できる体制を構築している。		災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集や復旧のための計画づくり等を的確かつ効率的に行うために、関係機関との事前調整やドローン等の機材を活用できる体制を整えておく必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。		令和6年4月現在で21の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県 町 消防本部		
○	地震・火災による被害の軽減に向け、ひとり暮らし高齢者等を対象に、防犯・防災に関する意識啓発と知識の普及に努め、地域ぐるみで守る体制づくりを促進する。	町		
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部		
○	マニュアルを策定し、災害時における消防団活動の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施する。	町 消防本部		
○	災害時のドローン等の運用を確実にするために、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓練等を実施する。	町		
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町		

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<福祉避難所の確保> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所の確保を進めている。 また、広域的大規模災害に備えるため、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互利用できる体制を整備している。		災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など様々な属性の要配慮者の利用が想定されることから、多分野にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定する必要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設することが求められることから、関係マニュアルの作成・見直しを図る必要がある。
<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある地域や避難経路・避難場所を把握している。		災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。		災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
【避難行動支援】		
<避難所・避難路サインの整備> 災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、計 19 か所の指定避難所に案内板を設置し、避難路上に誘導標識や災害注意標識などを計 28 基設置している。		指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
<避難行動要支援者名簿の更新> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組んでいる。		避難行動要支援者名簿への登録情報について、変更届が提出されていない等の理由により情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうかを確認する必要がある。
<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。		避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	多くの要配慮者が利用できる福祉避難所を確保するため、引き続き、町村と連携を図りながら、社会福祉施設等を運営する事業者働きかけ、協力を求める。 また、福祉避難所に係るマニュアルについて、国のガイドラインに合わせて作成し、災害想定やガイドラインの改定に合わせて随時更新を行う。	町 連携市町村 (全市町村)	○圏域内の福祉避難所の指定数 183 施設 (R4) →191 施設 (R8)	○
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町		
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者		
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、引き続き、避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	町		
○	避難行動要支援者名簿の登録情報について、民生委員による要支援者との面談や個別避難計画の作成等を通じて、登録情報を更新する。	町		
○	個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を推進するため、避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿が最新かどうかの確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町		

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<救急医療情報キットの配付> 避難行動要支援者（災害時要援護者）等の救急対応を円滑に行うため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットを配付しており、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村と共同で取り組んでいる。		救急隊員や消防隊員が持病や服薬などの医療情報を確認することで、救急対応が必要な避難行動要支援者（災害時要援護者）等に対し、適切な処置やスムーズな病院選定を行うことができることから、連携中枢都市圏事業として、引き続き、圏域市町村と共同で取り組む必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援のため、啓発活動（研修会の開催など）を積極的に実施し、自主防災組織の育成強化に取り組んでいる。		自主防災組織の組織率は、令和6年4月現在で63.1%であるため、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、自主防災体験研修会を実施しているほか、広報紙や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。		災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施しているほか、自主防災組織による図上訓練等を行っている。		東日本大震災の教訓を踏まえた避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
<地区防災計画策定の推進> 住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めている。		地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことから、地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要がある。
<地域防災リーダーの育成> 地域防災リーダーの育成を図るため、町内自主防災組織の代表者等を対象に、自主防災体験研修会を実施している。		地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。
<事業所における防災訓練の充実> 防火管理者未選任事業所等へ講習会の受講を促すとともに、防災協会への入会を奨励している。 また、防災協会入会事業所で研修会を実施し、防災についての知識を深めている。 さらに、自衛消防組織該当事業所等に受講の案内をし、防災について知識の習得を促している。		防災協会へ入会している事業所に知識を習得する機会が偏っているため、他の事業所への習得機会を作る必要がある。 防火管理者未選任事業所については、査察等の機会を捉え積極的に指導する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	避難行動要支援者（災害時要援護者）等の救急対応を円滑に行うため、消防本部構成市町村と連携中枢都市圏構成市町村が同じであることを踏まえ、連携中枢都市圏事業として、引き続き、構成町村と共同で取り組む。	町 連携市町村 (全市町村)	○救急医療情報キット配付状況 95.7% (R3) →98.0% (R8)	○
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県 町	○自主防災組織率 63.1% (R6) →90.0% (R11)	
○	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図る。 また、町として、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町		
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	町		
○	引き続き、住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う。	県 町		
○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、引き続き研修会等を実施する。	町		
○	事業所における火災等の被害を軽減するため、消防本部が行う火災予防運動での防火査察及び防火教室等の機会を捉え防火・防災意識の啓発を図る。	消防本部 町 事業者		

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
現在の取組		再掲	脆弱性評価
<安全・安心まちづくり推進協議会の充実> 町民、町内会、地域ボランティア団体、事業者、警察、消防、町、その他関係機関・団体による安全で安心なまちづくりに関する意見・情報交換、さらには地域の持つ課題などを協議する場として協議会を開催し、各団体との連携・協力体制の構築に努めている。			災害が発生した場合の応急対策等の対応に当たっては、地域の諸団体や関係機関との連携・協力関係が欠かせないことから、引き続き、安全・安心まちづくり推進協議会の充実を図っていく必要がある。
<北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の体制整備> 令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が開始され、同情報発表時の住民等への周知を図っている。			「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合、後発地震が発生する可能性が高まっていることから、地震発生に備える必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
○	地域の諸団体及び関係機関との連携・協力体制を図るため、引き続き、協議会を開催し、防災、防犯、交通安全等、安全で安心なまちづくりについての意見交換や情報交換を通じて、顔の見える関係を構築する。	町		
○	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」についての住民等への更なる周知を図るとともに、同情報が発表された場合には、町がとるべき防災対応を定めておく。	町		

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと		
リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【河川関連施設の耐震化・老朽化対策】		
＜河川関連施設の耐震化・老朽化対策＞ 地震等による堤防の損傷等を防止し、津波等に対する堤防高を確保するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。		河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。
【警戒避難体制の整備】		
＜防災マップ及び津波避難計画の改訂＞ 津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づく防災マップを作成している。		津波発生時における住民等の迅速な避難を確保するため、津波避難計画を作成する必要がある。また、防災マップ及び津波避難計画を最新の情報に保つため、重要な防災上の情報が変更された場合は適宜更新していく必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	○	令和6年4月現在で21の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
＜福祉避難所の確保＞ 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所の確保を進めている。 また、広域的大規模災害に備えるため、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互利用できる体制を整備している。	○	災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など様々な属性の要配慮者の利用が想定されることから、多分野にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定する必要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設することが求められることから、関係マニュアルの作成・見直しを図る必要がある。
＜防災公共の推進＞ 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある地域や避難経路・避難場所を把握している。	○	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にするためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞ 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	○	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐことと
 リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を進めるとともに、東日本大震災の記録の伝承、防災意識の啓発や、住民の避難場所の確保、防災マップ・津波避難計画の適宜見直し等警戒避難体制の整備を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県		
○	大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を確保するため、地域防災計画の作成や重要な防災上の情報に変更があった場合は、防災マップを改訂する。 防災マップ及び津波避難計画は、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。	町		
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町		
○	多くの要配慮者が利用できる福祉避難所を確保するため、引き続き、町村と連携を図りながら、社会福祉施設等を運営する事業者働きかけ、協力を求める。 また、福祉避難所に係るマニュアルについて、国のガイドラインに合わせて作成し、災害想定やガイドラインの改定に合わせて随時更新を行う。	町 連携市町村(全市町村)	○圏域内の福祉避難所の指定数 183 施設（R4）→191 施設（R8）	○
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町		
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者		

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<都市公園における防災・老朽化対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明灯の導入を検討している。	○	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備が整備されていないことから、整備を促進する必要がある。
【避難行動支援】		
<避難所・避難路サインの整備> 災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、計 19 か所の指定避難所に案内板を設置し、避難路上に誘導標識や災害注意標識などを計 28 基設置している。	○	指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
<避難行動要支援者名簿の更新> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組んでいる。	○	避難行動要支援者名簿への登録情報について、変更届が提出されていない等の理由により情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうかを確認する必要がある。
<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。	○	避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。
<救急医療情報キットの配付> 避難行動要支援者（災害時要援護者）等の救急対応を円滑に行うため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットを配付しており、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村と共同で取り組んでいる。	○	救急隊員や消防隊員が持病や服薬などの医療情報を確認することで、救急対応が必要な避難行動要支援者（災害時要援護者）等に対し、適切な処置やスムーズな病院選定を行うことができることから、連携中枢都市圏事業として、引き続き、圏域市町村と共同で取り組む必要がある。
【消防力の強化】		
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐことと
 リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明灯の導入を図る。	町		
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、引き続き、避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	町		
○	避難行動要支援者名簿の登録情報について、民生委員による要支援者との面談や個別避難計画の作成等を通じて、登録情報を更新する。	町		
○	個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を推進するため、避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿が最新かどうかの確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町		
○	避難行動要支援者（災害時要援護者）等の救急対応を円滑に行うため、消防本部構成市町村と連携中枢都市圏構成市町村が同じであることを踏まえ、連携中枢都市圏事業として、引き続き、構成町村と共同で取り組む。	町 連携市町村(全市町村)	○救急医療情報キット配付状況 95.7%（R3）→98.0%（R8）	○
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、中型自動車免許取得への補助金のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	○	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。	○	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、マニュアルを策定する必要がある。
<ドローン等のデジタル技術の活用> 町では、ドローンを活用した災害情報の収集に関する協定を関係団体と締結しているほか、町でドローンを購入し、災害時において職員がドローンを活用した災害情報の把握できる体制を構築している。	○	災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集や復旧のための計画づくり等を的確かつ効率的に行うために、関係機関との事前調整やドローン等の機材を活用できる体制を整えておく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援のため、啓発活動（研修会の開催など）を積極的に実施し、自主防災組織の育成強化に取り組んでいる。	○	自主防災組織の組織率は、令和6年4月現在で63.1%であるため、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、自主防災体験研修会を実施しているほか、広報紙や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施しているほか、自主防災組織による図上訓練等を行っている。	○	東日本大震災の教訓を踏まえた避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
<地域防災リーダーの育成> 地域防災リーダーの育成を図るため、町内自主防災組織の代表者等を対象に、自主防災体験研修会を実施している。	○	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐことと
 リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部		
○	マニュアルを策定し、災害時における消防団活動の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施する。	町 消防本部		
○	災害時のドローン等の運用を確実にするために、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓練等を実施する。	町		
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県 町	○自主防災組織率 63.1% (R6) →90.0% (R11)	
○	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図る。 また、町として、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町		
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	町		
○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、引き続き研修会等を実施する。	町		

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
現在の取組		再掲	脆弱性評価
<地区防災計画策定の推進> 住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めている。		○	地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことから、地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要がある。
<北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の体制整備> 令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が開始され、同情報発表時の住民等への周知を図っている。		○	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合、後発地震が発生する可能性が高まっていることから、地震発生に備える必要がある。
【津波防災地域づくりの推進】			
<津波防災地域づくりの推進> 津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づく防災マップを作成している。			大規模災害発生時に備え、津波浸水想定区域の防災意識の向上を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐことと
 リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
○	引き続き、住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う。	県 町		
○	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」についての住民等への更なる周知を図るとともに、同情報が発表された場合には、町がとるべき防災対応を定めておく。	町		
○	大規模災害発生時に備え、津波浸水想定区域を含む地域の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練を実施する。	町		

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと		
リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】		
＜河川改修等の治水対策＞ 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を図っている。		計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。
【河川関連施設等の防災対策】		
＜河川関連施設の耐震化・老朽化対策＞ 地震等による堤防の損傷等を防止し、津波等に対する堤防高を確保するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。	○	河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。
＜内水危険箇所の被害防止対策＞ 内水氾濫は、地域によって家屋の浸水被害が度重なり発生するなど、生活環境に大きく影響があるため、下水道施設の定期的な点検等を実施している。		内水氾濫による浸水被害を防ぐため、今後も下水道施設の定期的な点検等をする必要がある。
＜農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策＞ 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。		老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を実施していく必要がある。
＜流域治水対策（農業水利施設の整備）＞ 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。		自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。
＜流域治水対策（水田の貯留機能向上）＞ 近年の頻発化・激甚化している豪雨災害への対策に向け、水田の持つ雨水貯留能力を積極的に活用する方法があり、今後、田んぼダム等の取組を検討していく。		水田の水管理を行う農家の組織的な協力が必要不可欠な田んぼダムについては、まだ県内の各流域において取組実績がないことから、田んぼダムの取組内容等について農家への普及啓発を図る必要がある。
＜土地利用状況を考慮した治水対策＞ 河川における上下流バランスを考慮しつつ、地域特性に合った効果的な整備を図るため、県が輪中堤の整備や宅地嵩上げ等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせた治水対策を推進している。		市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、その流域の持つ保水・遊水機能を確保するなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。また、早期の堤防整備などの対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川改修や河川関連施設の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保、洪水及び内水ハザードマップの作成・周知、住民等への情報伝達手段の多様化等、警戒避難体制の整備を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、国の交付金等の活用を検討し、計画的かつ効率的に河川改修等を実施する。	県 町		
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県		
○	内水氾濫による浸水被害を防ぐため、今後も下水道施設の定期的な点検等を実施する。	町		
○	河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 町		
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県 町		
	田んぼダムの取組内容等を農家に理解してもらうため、分かり易い説明資料を作成するなど、様々な機会を捉えて普及啓発を図る。	県 町 農地の管理者		
○	引き続き、河川の流域が持つ保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を推進するほか、早期の堤防整備などの対策が困難な地域においては、県が輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する。	県		

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備】		
＜洪水ハザードマップの作成及び周知＞ 洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、水位周知河川の洪水ハザードマップを作成・公表している。		洪水ハザードマップは、洪水予報河川及び水位周知河川について作成済みであるが、法改正により、中小河川等の洪水浸水想定区域の指定・公表が予定されていることから、当該区域を基に洪水ハザードマップを改訂する必要がある。
＜内水ハザードマップの作成及び周知＞ 下水道事業では、内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップの作成を検討している。		下水道事業計画区域において、異常気象等により想定以上の浸水被害が発生する可能性があることから、新たな内水ハザードマップを作成する必要がある。
＜避難情報発令体制の整備＞ 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。		災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難情報を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。
＜避難情報の発令基準の見直し＞ 町から住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、「避難情報に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害）の避難情報発令基準を策定している。		国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難情報の発令基準を見直していく必要がある。
＜住民等への情報伝達手段の多様化＞ 住民等へ避難情報等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、防災行政無線、ほっとスルメール、広報車、ホームページ、ケーブルテレビ、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。		避難情報等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いケーブルテレビ放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。
＜県・市町村・防災関係機関における情報伝達＞ 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。		県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、中小河川等について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを改訂し、住民等に配布・周知する。	町		
○	居住誘導区域において、今後内水被害が発生若しくは想定される地区について、内水ハザードマップを配布する。	町	○内水ハザードマップ配布実施率 0%(R6)→100% (R7)	
○	災害発生のおそれがある場合の各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図るとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。 また、水位周知河川の沿川の水災害に備え、円滑に避難情報を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定やホットライン（緊急時の直通電話）の構築を進める。	県 町		
○	国のガイドラインの改定等があった場合は、当町の地域特性を踏まえ、避難情報の発令基準の見直しを行う。	町		
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様に向けて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のＬアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 町		
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町		

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<防災気象情報の利活用> 各種気象情報や線状降水帯の予測などの防災気象情報を活用し、避難情報の発令を行っている。 また、ほっとスルメール等により防災気象情報を住民等に情報を伝達している。		気候変動等の影響により、台風や線状降水帯の発生による暴風や大雨等災害が激甚化する傾向にあることから、住民等への情報伝達や事前の警戒体制の強化に取組む必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	○	令和6年4月現在で21の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
<福祉避難所の確保> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所の確保を進めている。 また、広域的な大規模災害に備えるため、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互利用できる体制を整備している。	○	災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など様々な属性の要配慮者の利用が想定されることから、多分野にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定する必要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設することが求められることから、関係マニュアルの作成・見直しを図る必要がある。
<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある地域や避難経路・避難場所を把握している。	○	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	○	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
<都市公園における防災・老朽化対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明灯の導入を検討している。	○	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備が整備されていないことから、整備を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	国のデジタル等新技術を活用した線状降水帯や台風等の予測精度向上などの防災気象情報の高度化や、今後予定されている防災気象情報の体系整理に対応し、事前の警戒体制や住民等への情報伝達の強化のために、更なる防災気象情報の利活用を図っていく。	国 県 町		○
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町		
○	多くの要配慮者が利用できる福祉避難所を確保するため、引き続き、町村と連携を図りながら、社会福祉施設等を運営する事業者に働きかけ、協力を求める。 また、福祉避難所に係るマニュアルについて、国のガイドラインに合わせて作成し、災害想定やガイドラインの改定に合わせて随時更新を行う。	町 連携市町村(全市町村)	○圏域内の福祉避難所の指定数 183 施設 (R4) →191 施設 (R8)	○
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町		
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者		
○	避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明灯の導入を図る。	町		

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【避難行動支援】		
＜避難所・避難路サインの整備＞ 災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、計 19 か所の指定避難所に案内板を設置し、避難路上に誘導標識や災害注意標識などを計 28 基設置している。	○	指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
＜避難行動要支援者名簿の更新＞ 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組んでいる。	○	避難行動要支援者名簿への登録情報について、変更届が提出されていない等の理由により情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうかを確認する必要がある。
＜避難行動要支援者名簿の活用＞ 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。	○	避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。
＜救急医療情報キットの配付＞ 避難行動要支援者（災害時要援護者）等の救急対応を円滑に行うため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットを配付しており、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村と共同で取り組んでいる。	○	救急隊員や消防隊員が持病や服薬などの医療情報を確認することで、救急対応が必要な避難行動要支援者（災害時要援護者）等に対し、適切な処置やスムーズな病院選定を行うことができることから、連携中枢都市圏事業として、引き続き、圏域市町村と共同で取り組む必要がある。
【消防力の強化】		
＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
＜消防団の充実＞ 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、中型自動車免許取得への補助金のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	○	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、引き続き、避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	町		
○	避難行動要支援者名簿の登録情報について、民生委員による要支援者との面談や個別避難計画の作成等を通じて、登録情報を更新する。	町		
○	個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を推進するため、避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿が最新かどうかの確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町		
○	避難行動要支援者（災害時要援護者）等の救急対応を円滑に行うため、消防本部構成市町村と連携中枢都市圏構成市町村が同じであることを踏まえ、連携中枢都市圏事業として、引き続き、構成町村と共同で取り組む。	町 連携市町村(全市町村)	○救急医療情報キット配付状況 95.7% (R3) →98.0% (R8)	○
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部		

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。	○	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、マニュアルを策定する必要がある。
<ドローン等のデジタル技術の活用> 町では、ドローンを活用した災害情報の収集に関する協定を関係団体と締結しているほか、町でドローンを購入し、災害時において職員がドローンを活用した災害情報の把握できる体制を構築している。	○	災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集や復旧のための計画づくり等を的確かつ効率的に行うために、関係機関との事前調整やドローン等の機材を活用できる体制を整えておく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援のため、啓発活動（研修会の開催など）を積極的に実施し、自主防災組織の育成強化に取り組んでいる。	○	自主防災組織の組織率は、令和6年4月現在で63.1%であるため、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、自主防災体験研修会を実施しているほか、広報紙や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施しているほか、自主防災組織による図上訓練等を行っている。	○	東日本大震災の教訓を踏まえた避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
<地域防災リーダーの育成> 地域防災リーダーの育成を図るため、町内自主防災組織の代表者等を対象に、自主防災体験研修会を実施している。	○	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。
<水防災意識社会再構築ビジョンの取組> 馬淵川水系浅水川と五戸川水系五戸川において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に進めるために、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。		馬淵川水系浅水川と五戸川水系五戸川においては、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	マニュアルを策定し、災害時における消防団活動の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施する。	町 消防本部		
○	災害時のドローン等の運用を確実にするために、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓練等を実施する。	町		
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県 町	○自主防災組織率 63.1% (R6) →90.0% (R11)	
○	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図る。 また、町として、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町		
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	町		
○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、引き続き研修会等を実施する。	町		
○	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川のハード・ソフト対策を国・県と連携して推進する。	国 県 町		

	リスクシナリオ 1－3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫		
	現在の取組	再掲	脆弱性評価
	<地区防災計画策定の推進> 住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めている。	○	地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことから、地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要がある。
	<水防団の充実強化> 水防管理団体は、地域に密着し、水防活動において重要な役割を果たす水防団について、各地域の実情に応じ、団員の確保と技術力の向上を図っている。		水防管理団体等において、人材・組織体制等不十分である場合が多いため、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
○	引き続き、住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う。	県 町		
○	引き続き、水防団員の確保に努めるとともに、水防訓練等を通じて技術力の向上を図っていく。	県		

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと		
リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】		
＜避難情報発令及び自主避難のための情報提供＞ 土砂災害に関して、避難情報の具体的な発令基準を地域防災計画に定めている。 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。		土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】		
＜砂防関係施設の整備＞ 土砂災害に対し安全安心な町民生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。		土砂災害危険箇所整備率が低いことから、砂防関係施設の整備を継続的に実施していく必要がある。
＜砂防関係施設の老朽化対策＞ 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。		既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。
【農山村地域における防災対策】		
＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。		治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
＜山地災害危険地区等における治山対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。		危険度の高い地区について、防止対策が必要である。 水源かん養機能の向上及び森林による生活環境の保全、形成等を図ることも望まれる。
＜山地災害危険地区等における森林整備対策＞ 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び地域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、土砂災害対策施設の整備・老朽化対策を進めるとともに、火山噴火や土砂災害に係る防災意識の啓発や警戒避難体制の整備、情報通信利用環境の強化等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難情報の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直す。 また、広報誌・町ホームページによる周知や、防災訓練等の機会を通じて、土砂災害の危険性や早期避難の重要性に関する啓発を行う。	町		
	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県		
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県		
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県 町		
○	県は保安施設事業及び地すべり防止事業を実施しており、町は小規模治山事業等について実施して災害の未然防止を図っている。 他の防災事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。	県 町		
○	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。	県 町		

リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】		
＜十和田火山の警戒避難体制の整備＞ 平成 28 年 12 月に常時観測火山に追加された十和田火山について、警戒避難体制を整備するため、県が平成 28 年 3 月に設置した十和田火山防災協議会において、噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成を進めている。		警戒避難体制を整備するため、その前提となる噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成について、県と連携しながら進めていく必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	○	令和 6 年 4 月現在で 21 の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
＜福祉避難所の確保＞ 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所の確保を進めている。 また、広域的な大規模災害に備えるため、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互利用できる体制を整備している。	○	災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など様々な属性の要配慮者の利用が想定されることから、多分野にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定する必要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設することが求められることから、関係マニュアルの作成・見直しを図る必要がある。
＜防災公共の推進＞ 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある地域や避難経路・避難場所を把握している。	○	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞ 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	○	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
＜都市公園における防災・老朽化対策＞ 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明灯の導入を検討している。	○	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備が整備されていないことから、整備を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	作成を進めている噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ、具体的な防災対応等について検討し、県と連携しながら防災対策の強化を図る。	県 町		
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町		
○	多くの要配慮者が利用できる福祉避難所を確保するため、引き続き、町村と連携を図りながら、社会福祉施設等を運営する事業者働きかけ、協力を求める。 また、福祉避難所に係るマニュアルについて、国のガイドラインに合わせて作成し、災害想定やガイドラインの改定に合わせて随時更新を行う。	町 連携市町村(全市町村)	○圏域内の福祉避難所の指定数 183 施設 (R4) →191 施設 (R8)	○
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町		
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者		
○	避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明灯の導入を図る。	町		

リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【情報通信の確保】		
＜情報通信利用環境の強化＞ 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてW i - F i サービスを提供している。		観光施設等でW i - F i 利用環境が不十分なところが見受けられるため、民間事業者の取組を促進するとともに、町が管理する施設のW i - F i 利用環境を充実させる必要がある。
【避難行動支援】		
＜避難所・避難路サインの整備＞ 災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、計 19 か所の指定避難所に案内板を設置し、避難路上に誘導標識や災害注意標識などを計 28 基設置している。	○	指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
＜避難行動要支援者名簿の更新＞ 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組んでいる。	○	避難行動要支援者名簿への登録情報について、変更届が提出されていない等の理由により情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうかを確認する必要がある。
＜避難行動要支援者名簿の活用＞ 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。	○	避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。
＜救急医療情報キットの配付＞ 避難行動要支援者（災害時要援護者）等の救急対応を円滑に行うため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットを配付しており、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村と共同で取り組んでいる。	○	救急隊員や消防隊員が持病や服薬などの医療情報を確認することで、救急対応が必要な避難行動要支援者（災害時要援護者）等に対し、適切な処置やスムーズな病院選定を行うことができることから、連携中枢都市圏事業として、引き続き、圏域市町村と共同で取り組む必要がある。
【消防力の強化】		
＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	町事業者		
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、引き続き、避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	町		
○	避難行動要支援者名簿の登録情報について、民生委員による要支援者との面談や個別避難計画の作成等を通じて、登録情報を更新する。	町		
○	個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を推進するため、避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿が最新かどうかの確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町		
○	避難行動要支援者（災害時要援護者）等の救急対応を円滑に行うため、消防本部構成市町村と連携中枢都市圏構成市町村が同じであることを踏まえ、連携中枢都市圏事業として、引き続き、構成町村と共同で取り組む。	町 連携市町村(全市町村)	○救急医療情報キット配付状況 95.7%（R3）→98.0%（R8）	○
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		

リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、中型自動車免許取得への補助金のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	○	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。	○	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、マニュアルを策定する必要がある。
<ドローン等のデジタル技術の活用> 町では、ドローンを活用した災害情報の収集に関する協定を関係団体と締結しているほか、町でドローンを購入し、災害時において職員がドローンを活用した災害情報の把握できる体制を構築している。	○	災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集や復旧のための計画づくり等を的確かつ効率的に行うために、関係機関との事前調整やドローン等の機材を活用できる体制を整えておく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<土砂災害ハザードマップの作成及び防災意識の啓発> 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。		平時から、災害発生時における警戒避難につながる体制を構築するため、土砂災害警戒区域や避難場所等が記載されている土砂災害ハザードマップを住民に周知する必要がある。
<火山に対する防災意識の啓発> 火山に対する住民や登山者等の防災意識の向上を図るため、関係機関からなる火山防災協議会において、火山現象による影響範囲や避難場所の位置等を示した「火山防災マップ」の作成に必要な検討を行っている。		近年は県内における火山噴火の実績がなく、地震、津波、水害に比べて、火山に対する防災意識が低い状況にあることから、防災意識の普及体制を構築の上、住民や登山者等に対する普及啓発を実施していく必要がある。
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援のため、啓発活動（研修会の開催など）を積極的に実施し、自主防災組織の育成強化に取り組んでいる。	○	自主防災組織の組織率は、令和6年4月現在で63.1%であるため、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、自主防災体験研修会を実施しているほか、広報紙や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部		
○	マニュアルを策定し、災害時における消防団活動の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施する。	町 消防本部		
○	災害時のドローン等の運用を確実にするために、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓練等を実施する。	町		
○	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙や町ホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。	町		
○	引き続き、県と連携を図りながら、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップ等を活用し、登山者や住民等の火山防災意識の向上を図る。	県 町		
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県 町	○自主防災組織率 63.1% (R6) →90.0% (R11)	
○	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図る。 また、町として、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町		

リスクシナリオ 1－4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生			
現在の取組		再掲	脆弱性評価
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施しているほか、自主防災組織による図上訓練等を行っている。		○	東日本大震災の教訓を踏まえた避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
<地域防災リーダーの育成> 地域防災リーダーの育成を図るため、町内自主防災組織の代表者等を対象に、自主防災体験研修会を実施している。		○	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。
<地区防災計画策定の推進> 住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めている。		○	地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことから、地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要がある。
<北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の体制整備> 令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が開始され、同情報発表時の住民等への周知を図っている。		○	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合、後発地震が発生する可能性が高まっていることから、地震発生に備える必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	町		
○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、引き続き研修会等を実施する。	町		
○	引き続き、住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う。	県 町		
○	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」についての住民等への更なる周知を図るとともに、同情報が発表された場合には、町がとるべき防災対応を定めておく。	町		

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと		
リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防雪施設の整備】		
＜防雪施設の整備＞ 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、定置式凍結抑制剤散布装置の整備の検討を行っている。		路面凍結により道路等の状況が悪化する箇所があることから、箇所と状況を把握し、整備を進める必要がある。
【道路交通の確保】		
＜除排雪体制の強化＞ 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪協力業者等の確保に努め、町内会に小型除雪機を貸出し、効率的な除雪を実施している。		近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。
【情報通信の確保】		
＜情報通信利用環境の強化＞ 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてW i - F i サービスを提供している。	○	観光施設等でW i - F i 利用環境が不十分なところが見受けられるため、民間事業者の取組を促進するとともに、町が管理する施設のW i - F i 利用環境を充実させる必要がある。
【冬季の防災意識の啓発】		
＜冬季の防災意識の啓発＞ 道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害を防止するため、広報紙や町ホームページを通して町民への協力依頼を行っている。		広報紙やホームページを通して道路への雪出しをしないよう呼びかけているが、一部道路への雪出し等が行われているため、周知の方法を検討していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと
 リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、安全な道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を図るとともに、代替交通手段の確保や冬季の防災意識の啓発等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	冬期間の安全な道路交通確保のため、県と連携を図りながら、対策が必要な箇所を把握し、路面凍結抑制対策等を実施する。	県 町		
○	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、引き続き、除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。	国 県 町		
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	町 事業者		
○	道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害を防止するため、今後も広報紙や町ホームページによる注意喚起を継続するとともに、町民への新たな情報提供や周知の方法等を検討する。	町		

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと		
リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】		
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	○	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】		
<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難情報等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、ほっとスルメール、広報車、ホームページ、ケーブルテレビ、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。	○	避難情報等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いケーブルテレビ放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。
<障がい者等に対する避難情報伝達> 災害発生時における障がい者等の安全な避難を確保するため、視覚・聴覚障がい者へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、緊急警報受信機能付き地上デジタル放送対応ラジオの整備(日常生活用具)や町ホームページのウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいるほか、ほっとスルメールへの登録を促している。		障がい者等の要配慮者は、障害の程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障がい者等に確実に伝わるよう伝達手段を整備するとともに、方法等を周知していく必要がある。
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、英語、中国語、韓国語、やさしい日本語の4言語による防災ガイドブックの作成及び町ホームページへの掲載の実施を検討しているほか、外国人向けに町ホームページを英語、中国語及び韓国語に翻訳して表記できるようにしている。 また、外国人を含む観光客等に対する受入環境整備のため、町が管理するWi-Fiサービスの提供を検討している。		外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、今後は防災ガイドブックを作成・配布していく必要がある。 また、外国人を含む観光客等が被災した場合、どこに連絡すればよいかなどの受入・連絡体制が整備されていないことから、今後検討していく必要がある。 Wi-Fiサービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、取組を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制及び住民等への情報伝達の強化や、住民の防災意識の啓発、防災教育の推進を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町		
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様に向けて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のＬアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 町		
○	視覚・聴覚障がい者へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、引き続き町ホームページのウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組む。 また、視覚障がい者には、緊急警報受信機能付き地上デジタル放送対応ラジオ(日常生活用具)の整備を周知するとともに、聴覚障がい者には、ほっとスルメールを周知する。	町		
○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、防災ガイドブックの作成・配布を検討するほか、被災した場合の受入・連絡体制が整備されていないため、今後、関係課と協議・検討する。 また、検討内容によっては、観光パンフレット設置先に防災ガイドブックを併せて設置することや、外国人向け観光パンフレットの一部に緊急連絡先等を掲載することなどを検討する。 W i - F i サービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き、利用範囲の拡大を促進する。	町		

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<ほっとスルメール（八戸市安全・安心情報メール配信サービス）の充実> 緊急情報や気象、火災、防犯、交通安全、消費生活、保健所などに関する情報を、登録者の携帯電話等にお知らせする「ほっとスルメール」配信事業を連携中核都市圏の連携事業として行っている。 また、スマートフォンの普及に伴い、ほっとスルメールアプリの運用を開始しており、住民の安全安心意識の高揚や、新たな被害の発生及び被害の拡大防止を図るための重要な情報伝達手段としてほっとスルメールの充実、強化に取り組んでいる。		ほっとスルメールは、災害時における重要な情報伝達手段であり、また、近年は、全国各地で様々な大規模災害が発生していることから、住民の生命・財産を守り、災害に強い安全な地域づくりを推進するため、ほっとスルメールの利用者を増やしていく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、自主防災体験研修会を実施しているほか、広報紙や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災情報の入手に関する普及啓発> 災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、町ホームページや防災訓練、研修会等を通じて普及啓発を行っている。		災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】		
<防災教育の推進> 児童生徒等の防災意識を育成するため、防災関係機関と連携した防災教室などの支援事業の実施を検討している。		災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全及び防災対策に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。
<学校防災体制の確立> 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルの作成に取り組んでいるほか、避難訓練等を実施している。		危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	ほっとスルメールへの加入を促進するため、引き続き、広報紙や町ホームページへの掲載のほか、各種防災イベントでチラシを配布するなど、様々な機会を通じて未登録者に登録を呼びかけていく。 また、住民が迅速、適切に避難行動を取れるよう、メール到達時間の短縮や、ほっとスルメールアプリの機能強化を図るとともに、連携中枢都市圏の構成市町村と連携しながら、利用者のサービス向上への取組も併せて行うことで、さらなるほっとスルメールの加入促進に取り組む。	町 連携市町村(全市町村)	○圏域内のほっとスルメールアプリダウンロード数 23,877 件(R2)→48,000 件(R8)	○
○	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図る。 また、町として、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町		
○	停電発生時のラジオの活用を始め、様々な I C T 機器を活用した防災情報の入手の方法や充電対策について、ホームページや防災訓練、研修会等を通じて普及啓発を行う。	県 町		
○	各学校において、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、教員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。	町		
○	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	県 町		

事前に備えるべき目標			
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること			
リスクシナリオ			
2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止			
現在の取組		再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】			
<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び町では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。 また、県及び町は、流通在庫備蓄による食料の調達や資機材等の確保のため、民間事業者と物資供給に関する災害時応援協定を締結している。			町では、備蓄する品目や数量、配備する期間等を定めた備蓄計画を策定し、計画的に備蓄を進めていくとともに、民間事業者と食料調達に関する協定締結を推進していく必要がある。 また、大規模災害発生直後は避難者に十分な食料等が行き届かない可能性があることから、住民に対し、災害時に必要となる食料や生活必需品を3日分程度各家庭において備蓄するとともに、避難する際の非常持ち出し品を準備することについて、引き続き啓発を図っていく必要がある。
<災害発生時の物流インフラの確保> 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路、港湾等の物流インフラの強化策を検討している。			大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。
<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。			災害発生時には青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<避難所等への燃料等供給の確保> 災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するため、一般社団法人青森県エルピーガス協会と「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の供給に関する協定」を締結している。			災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、引き続き、一般社団法人青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。
<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。			災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。			協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止を防ぐため、非常物資や支援物資等の供給体制及び被災地応援の受入体制の確保、防災拠点の整備、水道施設・物流関連施設の防災対策の推進等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	避難者の食料・飲料水等を計画的に確保するため、県と連携して県全体としての災害備蓄と調和を図りながら備蓄計画を策定し、公的備蓄を計画的に進めるとともに、民間事業者と食料調達に関する協定の締結を推進する。 また、家庭内での食料・飲料水等の備蓄や非常持ち出し品の準備を促進するため、広報紙や町ホームページ、地域の防災訓練や防災に関するイベントなど、様々な機会を通じて働きかけを行う。	県 町		
○	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を進めていく。	県 町		
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新を行う。	県 町		
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、連絡体制に係る情報更新を行う。	町		
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町		
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	町		

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<要配慮者（難病疾患等）への支援> 在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。		災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。 また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。
<災害用医薬品等の確保> 災害発生時に医療救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、関係団体との役割分担を定めた協定を締結している。 災害時に医療の拠点となる五戸総合病院では、院内在庫薬品調査、使用期限確認を行い、適正在庫に努めている。 なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。		災害発生時に医療救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。
<避難所における水等の確保> 災害発生時の避難所における飲料水を確保するため、非常用備蓄水の備蓄を進めている。 八戸圏域水道企業団において、応急給水体制を整え、応急給水資機材の整備を行うとともに、他の水道事業体や関係機関との災害応援協定による運搬給水等での飲料水の確保に努めている。		災害発生による長期間の減断水が住民生活の環境悪化につながることから、応急給水体制の強化や非常用備蓄水の確保など、飲料水等の確保に向けた取組みを継続して進める必要がある。
【防災拠点の整備】		
<防災拠点の整備> 大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、公園等を地域防災拠点として地域防災計画に位置付け、大規模災害時における即応力の強化を図っている。		大規模災害時における即応力を強化するために、防災拠点を活用し、避難対策や災害応急・復旧活動対策等の強化を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。 透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、八戸市医師会など関係機関との連携強化を図る。	町		
○	災害発生時に医療救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化する。	五戸総合病院 町		
○	引き続き、非常用備蓄水の備蓄を進めていくほか、集中保管している非常用備蓄水について、避難所へ再配備するための方法や配備数について検討していく。 また、災害発生時における飲料水等を確保するため、継続して他の水道事業者や関係機関との連携を強めるとともに、各家庭や事業所等での飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、飲料水等の備蓄に継続して取組む。	市 水道企業団		
○	引き続き、大規模災害時における即応力の強化のための防災拠点について、防災関係機関の活動拠点、救援物資集積場所、備蓄倉庫等として活用を図っていく。	町		

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】		
＜水道施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。		人口減少を踏まえた計画の見直しや、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。
＜応急給水資機材の整備＞ 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては、応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。		災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の充実を図っていく必要がある。
＜水道施設の応急対策＞ 災害発生時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、応急復旧資材を備蓄している。		災害により水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、継続して、応急復旧資材の整備を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を継続して進める。	水道企業 団 町	○浄水施設の耐震化率 42.1%（H28）→42.1%（R10） ○ポンプ所の耐震化率 91.0%（H28）→99.3%（R10） ○配水池の耐震化率 33.8%（H28）→52.8%（R10） ○管路の耐震管率 41.4%（H28）→51.0%（R10） ○基幹管路の耐震管率 70.9%（H28）→76.0%（R10） ○重要給水施設配水管路の耐震管率 54.0%（H28）→69.7%（R10）	
○	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道企業 団 町		
○	災害により水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び応急復旧資機材の更新を図る。	水道企業 団 町		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	○	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。		地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【食料生産体制の強化】		
<食料生産体制の強化> 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		水稻、野菜、果物、花き、畑作物等の多彩な農業生産が行われているが、災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。
<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。		安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。
<流域治水対策（農業水利施設の整備）> 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。	○	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。
<園芸産地事業継続対策> 放任園発生防止対策の事業により、りんご病害虫発生防止を図り、産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。		安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		
○	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、町、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を推進するとともに、荒廃農地等利活用促進交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	町		
○	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	県 町		
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県 町		
○	園芸産地における事業継続計画の検討や、自力施工等の技能習得、既存ハウスの補強等の被害防止対策の導入、また、営農計画の実践に必要な取組等に対して支援していく。	県 町		

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること		
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【地域の孤立防止対策】		
＜地域の孤立防止対策＞ 災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取組を県と一体となって推進している。 この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある地域の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。		防災公共推進計画を策定するに当たり、平成 25 年度に当町の孤立するおそれのある地域の検討を行った結果、各拠点とのアクセスが確保されており、孤立する地域はないが、近年多発する集中豪雨等により、想定外の事態が起こりうる可能性もあるため、引き続き、孤立するおそれがある地域の把握や、そこに通じる道路、橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。
【孤立地域発生時の支援体制の構築】		
＜孤立地域発生時の支援体制の確保＞ 孤立地域が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。		多数の孤立地域が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。
＜ドローン等のデジタル技術の活用＞ 町では、ドローンを活用した災害情報の収集に関する協定を関係団体と締結しているほか、町でドローンを購入し、災害時において職員がドローンを活用した災害情報の把握できる体制を構築している。	○	災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集や復旧のための計画づくり等を的確かつ効率的に行うために、関係機関との事前調整やドローン等の機材を活用できる体制を整えておく必要がある。
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
＜防災ヘリコプターの連携体制の確立＞ 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。 大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。		防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。
【情報通信の確保】		
＜情報通信利用環境の強化＞ 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fi サービスを提供している。	○	観光施設等でWi-Fi 利用環境が不十分なところが見受けられるため、民間事業者の取組を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi 利用環境を充実させる必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある地域への支援体制の構築や、情報通信利用環境の強化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時の地域の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある地域や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	県 町		
○	県及び八戸圏域の市町村や防災関係機関と連携し、孤立地域発生時に支援する内容について、検討する。	県 町		
○	災害時のドローン等の運用を確実にするために、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓練等を実施する。	町		
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県		
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	町 事業者		

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	○	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	○	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること		
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】		
<町庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる町庁舎・消防本部等の耐震化を進めている。	○	防災拠点となる町庁舎や消防庁舎等の公共施設等の耐震化率は、令和5年度時点で90.5%であることから、引き続き、施設の耐震化を進める必要がある。 町の災害対策本部を設置する町庁舎については、免震構造であり、耐震改修は実施していないが、将来的な耐震化対応を検討する必要がある。
【災害対策本部機能の強化】		
<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する五戸町災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。		災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】		
<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動する緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画に基づき、当地域の実情を踏まえた受援計画を策定している。 また、北海道東北各県持ち回りで行われる緊急消防援助隊のブロック合同訓練に毎年参加している。		当消防本部は、これまでに緊急消防援助隊の受入れを行ったことがないため、北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。
<防災航空隊への航空支援> 大規模災害時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける際、航空小隊が円滑に活動できるよう、航空隊経験者を航空支援員として指名し、協定に基づき航空隊経験者を航空支援員として派遣することとしている。		これまで航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。
<医療従事者確保に係る連携体制> 町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

自衛隊、警察、海保等有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関や地域住民の参加を含めた総合防災訓練の実施、救助・救出体制の強化や被災地応援の受入体制を構築するほか、地域防災力向上のため、自主防災組織の設立・活性化支援や地域防災リーダーの育成を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	引き続き、町庁舎・消防本部等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、町庁舎の災害対策本部機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	町 消防本部		
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町		
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、引き続き、北海道東北ブロック訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 消防本部 町		
○	大規模災害時に航空小隊が円滑に活動できるよう、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、災害時における対応力を高める。	県 消防本部 町		
○	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制を強化する。	県 町		

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。		近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携強化等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。		職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。
【救急・救助活動等の体制強化】		
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、中型自動車免許取得への補助金のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	○	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
<救急・救助活動等の体制強化> 災害発生時における救命率の向上を図るため、定期的実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。 また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき、救急救命士の再教育を実施している。 救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。		災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、救急救命士の再教育を進める必要がある。 また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	町 消防本部 水道企業団		
○	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対策が実施できるよう、引き続き、定期的に図上訓練を実施する。	町		
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部		
○	災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進める。 また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。	消防本部 町	○救急救命士再教育ポイント達成率（2年間で128ポイント以上を達成した人数の割合） 95.1%（R5）→100%（R7）	

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
＜被災地応援の受入体制の構築＞ 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
＜救援物資等の受援体制の構築＞ 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	○	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
＜防災意識の啓発＞ 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、自主防災体験研修会を実施しているほか、広報紙や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
＜防災訓練の推進＞ 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施しているほか、自主防災組織による図上訓練等を行っている。	○	東日本大震災の教訓を踏まえた避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、互助の要となる自主防災組織の設立支援のため、啓発活動（研修会の開催など）を積極的に実施し、自主防災組織の育成強化に取り組んでいる。	○	自主防災組織の組織率は、令和6年4月現在で63.1%であるため、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。
＜地域防災リーダーの育成＞ 地域防災リーダーの育成を図るため、町内自主防災組織の代表者等を対象に、自主防災体験研修会を実施している。	○	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。
＜地区防災計画策定の推進＞ 住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めている。	○	地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことから、地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町		
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	町		
○	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図る。 また、町として、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町		
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	町		
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県 町	○自主防災組織率 63.1%（R6）→90.0%（R11）	
○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の町内会・自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、引き続き研修会等を実施する。	町		
○	引き続き、住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う。	県 町		

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
現在の取組		再掲	脆弱性評価
<個別避難計画の作成> 災害時要援護者制度により、個別避難計画の作成を行っている。 また、実効性のある個別避難計画の作成のため、関係各課で避難行動要支援者名簿作成における協議をし、対象者の確認や課題整理を進めている。			消防等の避難支援機関に対して避難行動要支援者の情報を提供するにあたり、個人情報の提供に関して条例の制定を含めた検討が必要である。 避難行動要支援者本人の身体的状況や家族関係等を網羅的に把握し、円滑かつ効果的な計画作成が期待されることから、福祉専門職の参画を得る必要がある。

- 事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること
- リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	関係各課で課題を整理し、実効性のある個別避難計画を作成するため、福祉専門職の参画も含め、検討を進めていく。	町		

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること		
リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【緊急車両・病院に対する燃料の確保】		
＜石油燃料供給の確保＞ 県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	○	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
＜緊急車両等への燃料供給の確保＞ 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、石油連盟及び青森県石油商業組合と石油燃料の優先供給に係る協定を締結している。		災害発生時において、緊急車両等への燃料の優先供給を確保するため、引き続き石油連盟及び青森県石油商業組合との連携体制を維持する必要がある。
＜医療施設の燃料等確保＞ 災害時に医療の拠点となる五戸総合病院の自家発電機の燃料（Ａ重油）を確保するため、県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書」に基づき、優先供給の適用を受けることとなっている。 また、燃料の残量が少なくならないよう定期的に給油し、災害時の燃料供給不足に備えている。		災害時に町内の取扱業者が必要量を確保できない場合、供給が受けられないことが予想されることから、協定による優先供給あるいは町外業者等からの調達による確保が必要である。
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	○	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・病院等に対する燃料供給の確保、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新を行う。	県町		
○	災害発生時において、協定に基づき緊急車両等への燃料の優先供給を確保できるよう、連絡体制に係る情報更新を行う。	町		
○	災害発生時において、協定に基づき燃料の優先供給を確保できるよう、連絡体制に係る情報更新等を行う。 また、県内外の備蓄在庫のある業者からの調達による確保に努める。	町		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		

	リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
	現在の取組	再掲	脆弱性評価
	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	○	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

- 事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること
- リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること		
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災拠点の整備】		
<防災拠点の整備> 大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、公園等を地域防災拠点として地域防災計画に位置付け、大規模災害時における即応力の強化を図っている。	○	大規模災害時における即応力を強化するために、防災拠点を活用し、避難対策や災害応急・復旧活動対策等の強化を図る必要がある。
【帰宅困難者の避難体制の確保】		
<観光客等に対する避難所等の確保> 災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。		町内で開催される祭りなどの期間中に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、町の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や他県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び町では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。 また、県及び町は、流通在庫備蓄による食料の調達や資機材等の確保のため、民間事業者と物資供給に関する災害時応援協定を締結している。	○	町では、備蓄する品目や数量、配備する期間等を定めた備蓄計画を策定し、計画的に備蓄を進めていくとともに、民間事業者と食料調達に関する協定締結を推進していく必要がある。 また、大規模災害発生直後は避難者に十分な食料等が行き届かない可能性があることから、住民に対し、災害時に必要となる食料や生活必需品を3日分程度各家庭において備蓄するとともに、避難する際の非常持ち出し品を準備することについて、引き続き啓発を図っていく必要がある。
<応急給水資機材の整備> 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては、応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	○	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の充実を図っていく必要がある。
<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
祭り期間中の災害発生等により、多数の観光客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等の発生により水・食料等の供給が不足する等の混乱を防ぐため、避難場所や支援物資等の供給体制の確保を図るとともに、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	引き続き、大規模災害時における即応力の強化のための防災拠点について、防災関係機関の活動拠点、救援物資集積場所、備蓄倉庫等として活用を図っていく。	町		
○	災害発生時に町の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村や他県へ避難する広域避難等について検討する。	県 町		
○	避難者の食料・飲料水等を計画的に確保するため、県と連携して県全体としての災害備蓄と調和を図りながら備蓄計画を策定し、公的備蓄を計画的に進めるとともに、民間事業者と食料調達に関する協定の締結を推進する。 また、家庭内での食料・飲料水等の備蓄や非常持ち出し品の準備を促進するため、広報紙や町ホームページ、地域の防災訓練や防災に関するイベントなど、様々な機会を通じて働きかけを行う。	県 町		
○	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道企業 団 町		
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町		

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	○	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。
【防災情報提供体制の強化】		
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、英語、中国語、韓国語、やさしい日本語の4言語による防災ガイドブックの作成及び町ホームページへの掲載の実施を検討しているほか、外国人向けに町ホームページを英語、中国語及び韓国語に翻訳して表記できるようにしている。 また、外国人を含む観光客等に対する受入環境整備のため、町が管理するWi-Fiサービスの提供を検討している。	○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、今後は防災ガイドブックを作成・配布していく必要がある。 また、外国人を含む観光客等が被災した場合、どこに連絡すればよいかなどの受入・連絡体制が整備されていないことから、今後検討していく必要がある。 Wi-Fiサービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、取組を促進する必要がある。
<交通規制等の交通情報提供> 自動車運転者等に町内の道路の交通規制状況を把握してもらうため、ほっとするメール等にて通行止めなどの交通情報を提供している。		通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促していく必要がある。
【帰宅困難者の輸送手段の確保】		
<バスによる帰宅困難者の輸送> 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。		災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	町		
○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、防災ガイドブックの作成・配布を検討するほか、被災した場合の受入・連絡体制が整備されていないため、今後、関係課と協議・検討する。 また、検討内容によっては、観光パンフレット設置先に防災ガイドブックを併せて設置することや、外国人向け観光パンフレットの一部に緊急連絡先等を掲載することなどを検討する。 W i - F i サービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き、利用範囲の拡大を促進する。	町		
○	引き続き、交通情報を提供するとともに、災害時の自動車による不要不急の外出を控えるよう、町民の理解と協力を促していく。	国 県 町		
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	県		

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること		
リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【病院・福祉施設等の耐震化】		
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の長寿命化を検討している。	○	災害時に医療の拠点となる五戸総合病院は、耐震基準を満たしているが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	○	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、耐震化を推進する必要がある。
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
<防災ヘリコプターの連携体制の確立> 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。 大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。	○	防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
<災害時医療の連携体制> 災害時に医療の拠点としての適切な医療行為を確保するため、五戸総合病院災害対策マニュアルの整備を検討している。		五戸総合病院災害対策マニュアルの整備がなされていないことから、早急にマニュアルを整備する必要がある。
<医療従事者確保に係る連携体制> 町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	○	災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。
<救急医療体制の充実> 圏域の救命率向上のため、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として、八戸市立市民病院による「ドクターカー運行事業」の実施のほか、AED（自動体外式除細動器）の普及啓発のための講習会の開催や講習用機器の貸出を行う「AED普及啓発事業」に取り組んでいる。		圏域の救急医療体制の充実を図るため、引き続き、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業である「ドクターカー運行事業」及び「AED普及促進事業」に取り組んでいく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院施設や社会福祉施設等の耐震化を推進するとともに、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。 五戸総合病院は、建築後 20 年以上経過しているため、建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	県 町		
○	県及び町は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、国・県の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	○町有特定建築物の耐震化率 90.5% (R5) →100% (R15)	
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県		
○	地域防災計画を踏まえ、五戸総合病院災害対策マニュアルの整備を進める。	五戸総合病院 町		
○	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制を強化する。	県 町		
○	圏域の救急医療体制の充実を図るため、引き続き、連携市町村との連携を図りながら、「ドクターカー運行事業」及び「AED普及促進事業」に取り組む。	町 連携市町村(全市町村)	○ドクターカー要請時の応需率 100% (R2) →100% (R8) ○AED講習会の参加者数 78 人 (R 元)→80 人 (R8)	○

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
＜地域医療の確保＞ 圏域内の医療体制の充実を図るため、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として、医師派遣事業（各町村の自治体病院を対象に、医師充足数の実態に応じて、八戸市立市民病院から医師を派遣）を実施し、圏域として医師不足に取り組んでいる。		圏域内の自治体病院に医師が不足していることから、引き続き、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業である医師派遣事業に圏域として取り組んでいく必要がある。
＜八戸市総合保健センターの運営及び利用促進＞ 八戸市総合保健センターを運営し、圏域住民の利用に供することで、圏域の医療・健康対策の充実を図る。		現在、保健・医療に係る関係団体及び関連施設が点在していることから、総合的な医療・健康対策を推進するため、これらを集約した拠点施設（八戸市総合保健センター）を周知する必要がある。
＜お薬手帳の利用啓発＞ 生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、保健師等による健康教室を開催しているほか、お薬手帳の利用啓発を行っている。		保健師等による健康教室の開催を継続するとともに、災害時のお薬手帳の活用・携行について啓発していく必要がある。
＜保健医療の連携体制＞ 災害発生時の保健医療活動を総合的に調整する県及び三戸地方保健所との連携が必要なため、県や圏域で行われる会議や研修などに参加している。		災害発生時において県及び三戸地方保健所との連携が必要であることから、役割分担を明確にし、効果的に活動できる体制を整備する必要がある。
＜応急手当等の普及啓発＞ 災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、個人については消防本部で、自主防災組織や職場などの団体については、管轄する消防署において救命講習を実施している。		相当な割合を占める軽傷者に対応するため、救命講習受講者数を増やすとともに、医療機関と連携し応急手当等を普及する必要がある。
＜医療機関における水源の確保＞ 平時は地下水を活用しているほか、緊急時には八戸圏域水道企業団からの水道水を給水できるよう整備し給水手段の多重化をしている。		浄水設備が被災時に使用できなくなる可能性があるため、定期的な点検及び計画的な更新を行う必要がある。
【避難者の健康対策】		
＜避難所外避難者の把握等の対策＞ 五戸町地域防災計画に基づき、避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所以外の場所で避難生活をする被災者も含めた健康管理を行うこととしている。		車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、連携スキームの構築を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	圏域内の医療体制の充実を図るため、引き続き、関係市町村が連携して医師派遣事業に取り組む。	町 連携市町村（八戸市、三戸町、田子町、南部町、おいらせ町）	○圏域内の派遣医師数 312人（R2）→320人（R8）	○
○	圏域内の医療・健康対策の充実を図るため、関係団体と協力し、八戸市総合保健センターの利用推進を図る。	町 連携市町村（全市町村）	○医療・健康に関する施設利用の申請件数 155件（毎年）	○
○	生活習慣病の発症予防と重症化予防のほか、災害時のお薬手帳の活用について、町民健康づくり講座や地域の健康教室等で周知するとともに、訪問指導事業においても、災害時に避難する場合にお薬手帳を携行することを引き続き勧める。	県 町 薬剤師会		
○	県や圏域で行われる会議や研修などに参加するとともに、県及び三戸地方保健所との役割分担を明確にし、連携を強化していく。	県 町		
○	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防本部及び消防署が実施している救命講習への受講を促していくとともに、医療機関と協力し応急手当等普及に努める。	消防本部		
○	個別施設計画を踏まえ計画的に設備の改修・更新等を進めるほか、八戸圏域水道企業団の給水への切り替えをマニュアル化し災害訓練に取り入れる。	五戸総合病院		
○	「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」等を参考としながら、避難所外避難者の把握や支援体制について、検討する。	町		

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<長期間にわたる避難生活対策> 災害発生時における被災者の健康管理にむけた保健指導や避難所の生活環境整備に関する助言・保健指導を行っている。		主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
【要配慮者への支援等】		
<要配慮者等への支援等> 災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。 町では、県が進めているDWA Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。		災害発生時には、適時適切にDWA Tへ派遣要請をすることが求められることから、県が開催するDWA Tに係る研修や会議に参加するとともに、その体制構築の取組に協力する必要がある。
<男女のニーズの違い等に配慮した支援> 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、地域住民や避難所となる学校関係者、職員参加のもと実施している避難所運営訓練において、男女のニーズの違い等に配慮したシナリオを取り入れている。 また、女性の視点を地域防災計画に反映させるため、五戸町防災会議への女性委員の登用を推進している。		避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズの違い等を的確に把握し、男性、女性、性的マイノリティそれぞれの視点に配慮した支援を行う必要がある。
<心のケア体制の確保> 心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。		被災時は、平常時より強いストレス環境にさらされ、誰でもストレスによる心身の反応や症状が現れることがあるため、災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。
<児童生徒の心のサポート> 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等の必要な措置を講じることとしている。		スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害規模に応じた災害発生時の中長期的なケアが円滑に行えるよう、関係部署および関係機関との連携を図る。	町		
○	県が開催するDWA Tに係る研修や会議に、引き続き参加するとともに、その体制構築の取組に協力する。	県 町		
○	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違い等を的確に把握し、男性、女性、性的マイノリティそれぞれの視点に配慮した支援を行うとともに、五戸町防災会議への女性委員の登用を推進する。	町		
○	災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続きこころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。 また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	県 町		
○	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県 町		

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、英語、中国語、韓国語、やさしい日本語の4言語による防災ガイドブックの作成及び町ホームページへの掲載の実施を検討しているほか、外国人向けに町ホームページを英語、中国語及び韓国語に翻訳して表記できるようにしている。 また、外国人を含む観光客等に対する受入環境整備のため、町が管理するWi-Fiサービスの提供を検討している。	○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、今後は防災ガイドブックを作成・配布していく必要がある。 また、外国人を含む観光客等が被災した場合、どこに連絡すればよいかなどの受入・連絡体制が整備されていないことから、今後検討していく必要がある。 Wi-Fiサービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、取組を促進する必要がある。
【動物救護対策】		
<動物救護対策> 地域防災計画において、避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対し、一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしている。		ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しくなることがあるため、ペットの災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	○	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、防災ガイドブックの作成・配布を検討するほか、被災した場合の受入・連絡体制が整備されていないため、今後、関係課と協議・検討する。 また、検討内容によっては、観光パンフレット設置先に防災ガイドブックを併せて設置することや、外国人向け観光パンフレットの一部に緊急連絡先等を掲載することなどを検討する。 Wi-Fiサービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き、利用範囲の拡大を促進する。	町		
○	災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌や町ホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知する。 また、町民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。	県 町		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
現在の取組		再掲	脆弱性評価
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。		○	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること		
リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【感染症対策】		
<避難所における良好な生活環境の確保> 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、町では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定締結による流通備蓄を進めている。		避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。
<感染症への意識向上及び対応策の整備> 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から、対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。		災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発等については、これまで行われていないことから、今後、災害発生時に起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。
<予防接種の促進> 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、普及啓発を行っている。		接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。
【下水道施設の機能確保】		
<下水道施設の地震対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道耐震化計画の作成を進めている。		耐震性能が不足している施設があることから、下水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。
<下水道施設の老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、令和6年度からマンホールポンプ設備の老朽化対策工事を実施している。 管路施設については、ストックマネジメント計画に基づき、令和6年度から調査を実施している。		耐用年数が経過した下水道施設を計画的に更新していく必要があることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応しており、設備の更新に併せて建築物・土木構造物の耐震補強を実施している。		農業集落排水施設全般の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能の確保が困難となること懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
被災地における疾病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時からの予防接種促進及び感染症対策への啓発、下水道施設等の耐震化・老朽化対策等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制を強化する。 また、県及び町の備蓄目標、役割分担等、これらの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県 町		
○	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。	県 町		
○	予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、接種率が低い予防接種については、未接種者の個別接種勧奨を行う。	県 町		
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、耐震化計画に基づく下水道施設の耐震化を図る。	町	○下水道施設の耐震化 0%(R6)→100%(R11)	
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、ストックマネジメント計画に基づき、点検調査を実施し、点検結果を踏まえて改築・更新計画を策定する。	町	○五戸町公共下水道ストックマネジメント計画に基づく改築実施計画達成率 0%(R5)→100%(R9)	
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、老朽化した施設の機能診断を実施し、これを踏まえ施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定している。 今後は、最適整備構想に基づき、計画的に施設の改築・更新を行う。	町	○五戸町農業集落排水施設最適整備構想の策定策定済(H26)	

	リスクシナリオ ２－７ 被災地における疾病・感染症等の大規模発生		
	現在の取組	再掲	脆弱性評価
	<農業集落排水施設等の耐災害性の確保> 農業集落排水施設については耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置等を設置している。 また、農業集落排水施設及び管路施設の業務継続計画を策定している。		災害発生時には、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直していく必要がある。
	<下水道事業の業務継続計画の策定> 災害時における下水道機能の継続・早期回復のため、平時からの対応体制の整備が必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。		災害発生時には、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し、必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。	町	○下水道 BCP の策定 策定済（現状）→随時見直し	
○	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画を見直す。	町	○下水道 BCP の策定 策定済（現状）→随時見直し	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること		
リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
<住宅・建築物の耐震化による地震対策> 町民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者を支援する制度や有利な融資制度の周知に努めている。	○	令和5年度時点の住宅の耐震化率は76.6%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
<老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の老朽化対策に取り組んでいる。	○	令和5年度現在、公営住宅の耐震化率は100%に近い数値となっているが、今後は、安全性を強化・確保するため、改修等による老朽化対策を推進する必要がある。
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の長寿命化を検討している。	○	災害時に医療の拠点となる五戸総合病院は、耐震基準を満たしているが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	○	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、耐震化を推進する必要がある。
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。	○	公立学校施設の構造体の耐震化は完了済みであり、今後は非構造部材の耐震化を行っていく必要がある。 公立学校施設は経年劣化により損耗がある施設も見られることから、修繕や改築など老朽化対策が必要である。 町立公民館については、構造体の耐震化は完了済みであり、今後は非構造部材の耐震化を行っていく必要がある。 町立公民館は経年劣化により各所に損耗が見られることから、引き続き老朽化対策が必要である。
<私立学校の耐震化> 幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。	○	耐震基準を満たしていない施設を有する私立学校があることから、引き続き耐震化の取組を促す必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐため、非常物資の備蓄、避難者の健康対策、要配慮者への支援及び保健医療の連携強化等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	住宅の耐震化を一層促進するため、県と連携を図りながら、引き続き、国の防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用し、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等へ補助等を実施する。 また、町民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、町民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	県 町	○住宅の耐震化率 76.6%（R5）→95.0%（R15）	
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽化対策を推進する。	町		
○	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。 五戸総合病院は、建築後 20 年以上経過しているため、建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	県 町		
○	県及び町は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、国・県の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	○町有特定建築物の耐震化率 90.5%（R5）→100%（R15）	
○	公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し、修繕や改築などを進める。 町立公民館についても、利用者の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、引き続き、耐震化及び老朽化対策を実施する。	町	○町有特定建築物の耐震化率 90.5%（R5）→100%（R15）	
	私立学校施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進する。	県 学校法人等		

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	○	令和6年4月現在で21の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
<福祉避難所の確保> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所の確保を進めている。 また、広域的な大規模災害に備えるため、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互利用できる体制を整備している。	○	災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など様々な属性の要配慮者の利用が想定されることから、多分野にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定する必要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設することが求められることから、関係マニュアルの作成・見直しを図る必要がある。
<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある地域や避難経路・避難場所を把握している。	○	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	○	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び町では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。 また、県及び町は、流通在庫備蓄による食料の調達や資機材等の確保のため、民間事業者と物資供給に関する災害時応援協定を締結している。	○	町では、備蓄する品目や数量、配備する期間等を定めた備蓄計画を策定し、計画的に備蓄を進めていくとともに、民間事業者と食料調達に関する協定締結を推進していく必要がある。 また、大規模災害発生直後は避難者に十分な食料等が行き届かない可能性があることから、住民に対し、災害時に必要となる食料や生活必需品を3日分程度各家庭において備蓄するとともに、避難する際の非常持ち出し品を準備することについて、引き続き啓発を図っていく必要がある。

- 事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること
- リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町		
○	多くの要配慮者が利用できる福祉避難所を確保するため、引き続き、町村と連携を図りながら、社会福祉施設等を運営する事業者に働きかけ、協力を求める。 また、福祉避難所に係るマニュアルについて、国のガイドラインに合わせて作成し、災害想定やガイドラインの改定に合わせて随時更新を行う。	町 連携市町村(全市町村)	○圏域内の福祉避難所の指定数 183 施設（R4）→191 施設（R8）	○
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町		
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者		
○	避難者の食料・飲料水等を計画的に確保するため、県と連携して県全体としての災害備蓄と調和を図りながら備蓄計画を策定し、公的備蓄を計画的に進めるとともに、民間事業者と食料調達に関する協定の締結を推進する。 また、家庭内での食料・飲料水等の備蓄や非常持ち出し品の準備を促進するため、広報紙や町ホームページ、地域の防災訓練や防災に関するイベントなど、様々な機会を通じて働きかけを行う。	県 町		

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<要配慮者（難病疾患等）への支援> 在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。	○	災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。 また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。
<災害用医薬品等の確保> 災害発生時に医療救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、関係団体との役割分担を定めた協定を締結している。 災害時に医療の拠点となる五戸総合病院では、院内在庫薬品調査、使用期限確認を行い、適正在庫に努めている。 なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。	○	災害発生時に医療救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。
<避難所における水等の確保> 災害発生時の避難所における飲料水を確保するため、非常用備蓄水の備蓄を進めている。 八戸圏域水道企業団において、応急給水体制を整え、応急給水資機材の整備を行うとともに、他の水道事業者や関係機関との災害応援協定による運搬給水等での飲料水の確保に努めている。	○	災害発生による長期間の減断水が住民生活の環境悪化につながることから、応急給水体制の強化や非常用備蓄水の確保など、飲料水等の確保に向けた取組みを継続して進める必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
<災害時医療の連携体制> 災害時に医療の拠点としての適切な医療行為を確保するため、五戸総合病院災害対策マニュアルの整備を検討している。	○	五戸総合病院災害対策マニュアルの整備がなされていないことから、早急にマニュアルを整備する必要がある。
<お薬手帳の利用啓発> 生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、保健師等による健康教室を開催しているほか、お薬手帳の利用啓発を行っている。	○	保健師等による健康教室の開催を継続するとともに、災害時のお薬手帳の活用・携行について啓発していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。 透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、八戸市医師会など関係機関との連携強化を図る。	町		
○	災害発生時に医療救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化する。	五戸総合病院 町		
○	引き続き、非常用備蓄水の備蓄を進めていくほか、集中保管している非常用備蓄水について、避難所へ再配備するための方法や配備数について検討していく。 また、災害発生時における飲料水等を確保するため、継続して他の水道事業者や関係機関との連携を強めるとともに、各家庭や事業所等での飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、飲料水等の備蓄に継続して取組む。	市 水道企業団		
○	地域防災計画を踏まえ、五戸総合病院災害対策マニュアルの整備を進める。	五戸総合病院 町		
○	生活習慣病の発症予防と重症化予防のほか、災害時のお薬手帳の活用について、町民健康づくり講座や地域の健康教室等で周知するとともに、訪問指導事業においても、災害時に避難する場合にお薬手帳を携行することを引き続き勧める。	県 町 薬剤師会		

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<保健医療の連携体制> 災害発生時の保健医療活動を総合的に調整する県及び三戸地方保健所との連携が必要なため、県や圏域で行われる会議や研修などに参加している。	○	災害発生時において県及び三戸地方保健所との連携が必要であることから、役割分担を明確にし、効果的に活動できる体制を整備する必要がある。
<応急手当等の普及啓発> 災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、個人については消防本部で、自主防災組織や職場などの団体については、管轄する消防署において救命講習を実施している。	○	相当な割合を占める軽傷者に対応するため、救命講習受講者数を増やすとともに、医療機関と連携し応急手当等を普及する必要がある。
<医療機関における水源の確保> 平時は地下水を活用しているほか、緊急時には八戸圏域水道企業団からの水道水を給水できるよう整備し給水手段の多重化をしている。	○	浄水設備が被災時に使用できなくなる可能性があるため、定期的な点検及び計画的な更新を行う必要がある。
【避難者の健康対策】		
<避難所外避難者の把握等の対策> 五戸町地域防災計画に基づき、避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所以外の場所で避難生活をする被災者も含めた健康管理を行うこととしている。	○	車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、連携スキームの構築を推進する必要がある。
<長期間にわたる避難生活対策> 災害発生時における被災者の健康管理にむけた保健指導や避難所の生活環境整備に関する助言・保健指導を行っている。	○	主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
<避難所等における熱中症予防対策の強化> 災害発生時の避難所における熱中症予防対策のため、必要な物資等の備蓄について検討している。 また、ほっとスルメールにより、熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの発表情報を配信している。		避難者等の熱中症を防止するため、夏季において開設された避難所等における熱中症予防対策を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	県や圏域で行われる会議や研修などに参加するとともに、県及び三戸地方保健所との役割分担を明確にし、連携を強化していく。	県 町		
○	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防本部及び消防署が実施している救命講習への受講を促していくとともに、医療機関と協力し応急手当等普及に努める。	消防本部		
○	個別施設計画を踏まえ計画的に設備の改修・更新等を進めるほか、八戸圏域水道企業団の給水への切り替えをマニュアル化し災害訓練に取り入れる。	五戸総合 病院		
○	「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」等を参考としながら、避難所外避難者の把握や支援体制について、検討する。	町		
○	災害規模に応じた災害発生時の中長期的なケアが円滑に行えるよう、関係部署および関係機関との連携を図る。	町		
○	災害発生時の避難所等における熱中症予防対策のため、空調設備の設置や必要な物資等の備蓄について検討していく。 また、引き続き、ほっとスルメールによる熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの発表情報を配信し、熱中症予防対策を図っていく。	町		

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【要配慮者への支援等】		
＜要配慮者等への支援等＞ 災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。 町では、県が進めているDWA Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。	○	災害発生時には、適時適切にDWA Tへ派遣要請をすることが求められることから、県が開催するDWA Tに係る研修や会議に参加するとともに、その体制構築の取組に協力する必要がある。
＜男女のニーズの違い等に配慮した支援＞ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、地域住民や避難所となる学校関係者、職員参加のもと実施している避難所運営訓練において、男女のニーズの違い等に配慮したシナリオを取り入れている。 また、女性の視点を地域防災計画に反映させるため、五戸町防災会議への女性委員の登用を推進している。	○	避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズの違い等を的確に把握し、男性、女性、性的マイノリティそれぞれの視点に配慮した支援を行う必要がある。
＜心のケア体制の確保＞ 心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。	○	被災時は、平常時より強いストレス環境にさらされ、誰でもストレスによる心身の反応や症状が現れることがあるため、災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。
＜児童生徒の心のサポート＞ 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等の必要な措置を講じることとしている。	○	スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。

- 事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること
- リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	県が開催するDWA Tに係る研修や会議に、引き続き参加するとともに、その体制構築の取組に協力する。	県 町		
○	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違い等を的確に把握し、男性、女性、性的マイノリティそれぞれの視点に配慮した支援を行うとともに、五戸町防災会議への女性委員の登用を推進する。	町		
○	災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続きこころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。 また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	県 町		
○	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県 町		

事前に備えるべき目標

3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設マネジメントの推進に係る基本方針（五戸町公共施設等総合管理計画）に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	○	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。
<町庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる町庁舎・消防本部等の耐震化を進めている。	○	防災拠点となる町庁舎や消防庁舎等の公共施設等の耐震化率は、令和5年度時点で90.5%であることから、引き続き、施設の耐震化を進める必要がある。 町の災害対策本部を設置する町庁舎については、免震構造であり、耐震改修は実施していないが、将来的な耐震化対応を検討する必要がある。
<代替庁舎の確保> 町庁舎は土砂災害警戒区域に近い位置に立地しているため、大規模災害により本庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、町立公民館を代替施設として位置付けている。		大規模災害により町庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、引き続き、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。
<行政施設の非常用電源の整備> 町庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。		災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。
【行政情報連絡体制の強化】		
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	○	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、行政庁舎や公共建築物・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定・見直しを行うとともに、県内・県外との広域連携体制の構築等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、公共施設マネジメント研修会等を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町		
○	引き続き、町庁舎・消防本部等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、町庁舎の災害対策本部機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	町 消防本部		
○	引き続き、代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を図る。	町		
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を実施する。	町		
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町		

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
＜行政情報通信基盤の耐災害性の強化＞ 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるようホストコンピュータやサーバーを設置しているコンピュータ室及び主要通信機器、窓口端末等に無停電電源装置経由で電源を供給している。		災害発生時の業務の継続性確保に向けて、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。
＜行政情報の災害対策＞ 災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、バックアップデータを分散保管している。		大規模災害発生時においても行政データの毀損等を防止するため、遠隔地へのバックアップを実施していく必要がある。
【行政機関の業務継続計画の策定】		
＜業務継続計画の策定＞ 大規模な災害の発生により町役場機能が著しく低下する中であっても、速やかに災害対応業務を開始し、町民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを継続して町民生活を維持する全庁的な体制を整えるため、業務継続計画を策定している。		災害発生時には、業務量が急激に増加し、膨大なものとなることから、優先的に実施すべき業務を適切かつ迅速に実施するため、業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。
【災害対策本部機能の強化】		
＜災害対策本部機能の強化＞ 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する五戸町災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。	○	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実に必要がある。
【受援・連携体制の構築】		
＜広域連携体制の構築（県内）＞ 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県と県内全市町村による「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。		協定に基づく、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること
 リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
○	災害・事故等発生時の業務継続性確保を図るため、引き続き、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。	町		
	大規模災害時における行政データ保全のため、遠隔地バックアップを検討するとともに、情報システムのクラウド化についても検討する。	町		
○	災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、危機事象の被害想定やハザードマップ等を参照し、随時計画の見直しを図る。	町	○業務継続計画の策定 策定済（現状）→随時見直し	
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町		
○	県内 40 市町村に青森県を加えた 41 自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化する。	県 町		

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<広域連携体制の構築（県外）> 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、八戸・久慈・二戸の三圏域による市町村相互応援協定を締結している。 （八戸圏域：八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）		近年は気候変動等の影響により、豪雨等による災害が広域化・激甚化する傾向にあることから、県境を越えた広域連携の体制を充実・強化していく必要がある。
<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
【防災訓練の推進】		
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	○	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携強化等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。	○	職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること
 リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	引き続き、市町村相互応援協定に基づき、情報伝達訓練等を実施する。	町 連携市町村(全市町村)		○
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町		
○	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	町 消防本部 水道企業団		
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対策が実施できるよう、引き続き、定期的に図上訓練を実施する。	町		

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること		
リスクシナリオ 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害に備えた道路交通環境の整備】		
<災害発生時の交通整理体制の構築> 災害発生時の信号機減灯交差点における的確な交通規制を行うため、対策必要箇所に対応させた災害交通対策計画を策定して体制の確保を図っている。		災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて災害交通対策計画を修正し、交通整理体制の構築を図る必要がある。
<信号機の非常用電源対策> 停電に対する信号機の電源確保のため、信号機電源付加装置の設置を推進している。		災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、引き続き、信号機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要がある。
<信号機の老朽化対策> 信号機の機能維持・確保を図るため、中・長期計画を策定し、これに基づき機器更新等の老朽化対策を実施している。		老朽化対策の未実施箇所が残っていることから、引き続き、計画的に解消を図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること
 リスクシナリオ 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。				
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
	災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、必要に応じて災害交通対策計画を見直し、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備を図るとともに、協定に基づく民間警備員の派遣等により交通整理人員を確保する。	県		
	信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備を図る。	県		
	災害発生時においても信号機の機能が適切に維持・確保されるよう、老朽化対策の一層の推進に向けて、既設信号機の必要性等を検証のうえ総量の適正化を図りながら、計画的に機器等の更新設備を実施する。	県		

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること		
リスクシナリオ 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】		
<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	○	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	○	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
【電力の供給停止対策】		
<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。 また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と市で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。		停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
<行政施設の非常用電源の整備> 町庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	○	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。 また、住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、市町村では防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町		
○	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	町 消防本部 水道企業団		
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を実施する。	町		

リスクシナリオ 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<電線の地中化> 市街地における災害発生時の電力等の早期復旧や電柱等が倒壊することによる道路の寸断等を防止するため、電線類の地中化を推進している。	○	市街地の一部で電線類の地中化が完了しているが、災害発生時に電柱の倒壊による閉塞を避けるため、電線類の地中化を推進する必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】		
<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難情報等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、防災行政無線、ほっとメール、広報車、ホームページ、ケーブルテレビ、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。	○	避難情報等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いケーブルテレビ放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること
 リスクシナリオ 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
○	市街地における防災性の向上に向け、引き続き、電線類の地中化を推進する。	国 県 町		
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様に向けて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のＬアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 町		

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】		
＜企業の業務継続計画策定の促進＞ 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。		災害時に経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。
【物流機能の維持・確保】		
＜災害発生時の物流機能の確保＞ 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、関係団体（公益社団法人青森県トラック協会）との協定締結を検討している。		災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を構築する必要がある。
【被災企業の金融支援】		
＜被災企業への金融支援等＞ 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、制度内容等を紹介している。		罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。 また、政府系金融機関等からの借入れに必要となる被災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要がある。
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	○	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。 また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（ＢＣＰ融資）についても併せて周知する。	県町		
	災害発生時において物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定を締結し、連携強化を図る。	県町		
	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、被災証明書発行における初動体制を整備する。	県町		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県町		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
現在の取組		再掲	脆弱性評価
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。		○	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと
 リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
＜エネルギー供給事業者の災害対策＞ 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。 また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と市で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	○	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
＜石油燃料供給の確保＞ 県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	○	災害発生時には青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	○	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	○	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策の強化や石油燃料供給を確保するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新を行う。	県 町		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		

	リスクシナリオ		
	4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
	現在の取組	再掲	脆弱性評価
	【企業における業務継続体制の強化】		
	<企業の業務継続計画策定の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	○	災害時に経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと
 リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
○	商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。 また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（ＢＣＰ融資）についても併せて周知する。	県 町		

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
リスクシナリオ 4-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	○	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
<幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。	○	都市計画道路の未整備区間が多く、市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	○	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと
 リスクシナリオ 4-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策や港湾・漁港施設の防災対策の強化を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		
○	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	国 県 町		
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
リスクシナリオ 4-5 食料等の安定供給の停滞		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】		
＜被災農林漁業者への金融支援＞ 災害により被害を受けた農業者の事業再開のため、利用可能な農業制度資金に関する情報を提供している。		被災農業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。
【食料生産体制の強化】		
＜食料生産体制の強化＞ 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。	○	水稻、野菜、果物、花き、畑作物等の多彩な農業生産が行われているが、災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。
＜農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策＞ 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	○	安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。
＜多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進＞ 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物のブランド化の推進など、付加価値の高い農業生産を促進している。		消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農産物を安定して供給するため、ニーズに即した生産拡大をさらに推進していく必要がある。
＜流域治水対策（農業水利施設の整備）＞ 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。	○	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。
＜農業の担い手育成・確保＞ 当町の安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		当町の安全・安心な農産物を安定供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。
＜園芸産地事業継続対策＞ 放任園発生防止対策の事業により、りんご病害虫発生防止を図り、産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	○	安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から食料品の生産・供給体制の強化等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続が速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 町		
○	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、町、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を推進するとともに、荒廃農地等利活用促進交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	町		
○	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	県 町		
○	有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進する。また、地域における新たな作物の研究開発及び農産物のブランド化を推進する。	町		
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県 町		
○	当町の農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	県 町	○認定農業者数 161人（R6）→161人（R11）	
○	園芸産地における事業継続計画の検討や、自力施工等の技能習得、既存ハウスの補強等の被害防止対策の導入、また、営農計画の実践に必要な取組等に対して支援していく。	県 町		

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
＜エネルギー供給事業者の災害対策＞ 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。 また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と市で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	○	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
＜石油燃料供給の確保＞ 県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	○	災害発生時には青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
＜避難所等への燃料等供給の確保＞ 災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するため、一般社団法人青森県エルピーガス協会と「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の供給に関する協定」を締結している。	○	災害発生時に、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、引き続き、一般社団法人青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。
＜電線の地中化＞ 市街地における災害発生時の電力等の早期復旧や電柱等が倒壊することによる道路の寸断等を防止するため、電線類の地中化を推進している。	○	市街地の一部で電線類の地中化が完了しているが、災害発生時に電柱の倒壊による閉塞を避けるため、電線類の地中化を推進する必要がある。
【再生可能エネルギーの導入促進】		
＜再生可能エネルギーの導入＞ 持続可能な循環型社会の形成促進のため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりに取り組んでいる。		地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な導入を促進・活用していく必要がある。
【企業における業務継続体制の強化】		
＜企業の業務継続計画策定の促進＞ 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	○	災害時に経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新を行う。	県 町		
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、連絡体制に係る情報更新を行う。	町		
○	市街地における防災性の向上に向け、引き続き、電線類の地中化を推進する。	国 県 町		
○	日照時間が長い三八地区は、太陽光発電に適しているため、公共施設のほか、家庭や事業所での太陽光発電設備等の普及促進に努める。	町 事業者		
○	商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。 また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（ＢＣＰ融資）についても併せて周知する。	県 町		

リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	○	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	○	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】		
<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	○	人口減少を踏まえた計画の見直しや、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。
<水道施設の応急対策> 災害発生時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、応急復旧資材を備蓄している。	○	災害により水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、継続して、応急復旧資材の整備を図る必要がある。
<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定し、毎年度見直しを行っている。		人事異動等による職員への周知徹底を図る必要があることから、事業継続計画（BCP）に係る職員及び関係団体への研修や、定期的な訓練を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、業務継続計画の策定など早期復旧のための体制の整備を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を継続して進める。	水道企業団 町	○浄水施設の耐震化率 42.1%（H28）→42.1%（R10） ○ポンプ所の耐震化率 91.0%（H28）→99.3%（R10） ○配水池の耐震化率 33.8%（H28）→52.8%（R10） ○管路の耐震管率 41.4%（H28）→51.0%（R10） ○基幹管路の耐震管率 70.9%（H28）→76.0%（R10） ○重要給水施設配水管路の耐震管率 54.0%（H28）→69.7%（R10）	
○	災害により水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び応急復旧資機材の更新を図る。	水道企業団 町		
○	事業継続計画（BCP）の周知徹底を図るため、職員及び関係団体への研修を実施する。 また、計画の実効性を高めるため、定期的な訓練を実施し、訓練の反省をもとに、適宜、計画の見直しを行う。	水道企業団 町		

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
リスクシナリオ 5-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】		
＜農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞ 農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応しており、設備の更新に併せて建築物・土木構造物の耐震補強を実施している。	○	農業集落排水施設全般の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、污水处理機能の確保が困難となることが懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。
＜下水道事業の業務継続計画の策定＞ 災害時における下水道機能の継続・早期回復のため、平時からの対応体制の整備が必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。	○	災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し、必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直していく必要がある。
＜農業集落排水施設等の耐災害性の確保＞ 農業集落排水施設については耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置等を設置している。 また、農業集落排水施設及び管路施設の業務継続計画を策定している。	○	災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直していく必要がある。
＜避難所等におけるトイレ機能の確保＞ 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。		現在、災害発生時は避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、污水处理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量、及び調達方法を予め定めておく必要がある。
＜下水道施設の地震対策＞ 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道耐震化計画の作成を進めている。	○	耐震性能が不足している施設があることから、下水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。
＜下水道施設の老朽化対策＞ 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、令和6年度からマンホールポンプ設備の老朽化対策工事を実施している。 管路施設については、ストックマネジメント計画に基づき、令和6年度から調査を実施している。	○	耐用年数が経過した下水道施設を計画的に更新していく必要があることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設等の耐震化・老朽化対策や早期復旧のための体制を整備するとともに、避難所等におけるトイレ機能の確保等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、老朽化した施設の機能診断を実施し、これを踏まえ施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定している。 今後は、最適整備構想に基づき、計画的に施設の改築・更新を行う。	町	○五戸町農業集落排水施設最適整備構想の策定策定済(H26)	
○	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画を見直す。	町	○下水道 BCP の策定策定済（現状）→随時見直し	
○	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。	町	○下水道 BCP の策定策定済（現状）→随時見直し	
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、町備蓄計画策定時に各避難所におけるトイレ確保について具体的な数量等を検討する。 また、家庭における簡易トイレ、携帯トイレの備蓄について普及啓発を図る。	県 町		
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、耐震化計画に基づく下水道施設の耐震化を図る。	町	○下水道施設の耐震化 0%(R6)→100%(R11)	
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、ストックマネジメント計画に基づき、点検調査を実施し、点検結果を踏まえて改築・更新計画を策定する。	町	○五戸町公共下水道ストックマネジメント計画に基づく改築実施計画達成率 0%(R5)→100%(R9)	

リスクシナリオ ５－３ 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【合併処理浄化槽への転換の促進】		
<合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や農業集落排水の事業計画区域外の住宅を対象に、公共浄化槽整備事業を実施している。また、浄化槽普及促進補助制度を設けるとともに、広報紙・町ホームページにより当該制度の周知に努めている。		依然として多くの老朽化した単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、国の循環型社会形成推進交付金を活用するとともに、浄化槽普及促進補助制度の対象者に対し、転換の必要性について周知を図る。 また、浄化槽処理促進区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、災害時に自立的な用水の確保を行いつつ、合併処理浄化槽への転換を進め、災害対応力の向上を図る。	町	○汚水処理人口普及率 62.4%(R2)→70.0%(R6)	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
リスクシナリオ 5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	○	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	○	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【公共交通・広域交通の機能確保】		
<災害時における公共交通の安定供給の確保> 災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による交通対策に取り組んでいる。		災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携を図る必要がある。
<地域公共交通の確保> 地域公共交通の維持・活性化を図るため、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として、八戸圏域地域公共交通計画に基づき、路線バス上限運賃政策や圏域の一体的な公共交通マネジメントの展開など、各種施策（優先的に実施する施策）を実施している。		東日本大震災では、自動車の流出、道路・鉄道の被災など地域の交通基盤が大きな被害を受ける中、避難所への移動や避難所生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となったことから、平時から地域公共交通を守り、維持していく必要がある。 また、広域的な地域公共交通は、単独の市町村では解決が難しいことから、引き続き、圏域市町村が連携して取り組んでいく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、鉄道の運行確保やバス路線等の維持を図るとともに、鉄道・道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		
	災害発生時に円滑に地域公共交通が確保されるよう、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による交通対策を実施する。	国 県 町		
	大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、引き続き、連携町村との連携を図りながら、八戸圏域地域公共交通計画に基づき、路線バス上限運賃政策や圏域の一体的な公共交通マネジメントの展開など、各種施策を実施する。	町 連携市町村 (全市町村)		○

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
リスクシナリオ 5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災インフラの耐震化・老朽化対策】		
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の長寿命化を検討している。	○	災害時に医療の拠点となる五戸総合病院は、耐震基準を満たしているが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設マネジメントの推進に係る基本方針（五戸町公共施設等総合管理計画）に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	○	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。
<町庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる町庁舎・消防本部等の耐震化を進めている。	○	防災拠点となる町庁舎や消防庁舎等の公共施設等の耐震化率は、令和5年度時点で90.5%であることから、引き続き、施設の耐震化を進める必要がある。 町の災害対策本部を設置する町庁舎については、免震構造であり、耐震改修は実施していないが、将来的な耐震化対応を検討する必要がある。
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	○	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
<農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。	○	老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
防災インフラが長期間に渡り機能不全となる事態を防ぐため、全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策の推進を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。 五戸総合病院は、建築後 20 年以上経過しているため、建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	県 町		
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、公共施設マネジメント研修会等を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町		
○	引き続き、町庁舎・消防本部等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、町庁舎の災害対策本部機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	町 消防本部		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等の取組を実施する。	町		
○	河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 町		

リスクシナリオ 5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	○	既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。
<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	○	人口減少を踏まえた計画の見直しや、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。
<下水道施設の地震対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道耐震化計画の作成を進めている。	○	耐震性能が不足している施設があることから、下水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。
<下水道施設の老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、令和6年度からマンホールポンプ設備の老朽化対策工事を実施している。 管路施設については、ストックマネジメント計画に基づき、令和6年度から調査を実施している。	○	耐用年数が経過した下水道施設を計画的に更新していく必要があることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県		
○	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を継続して進める。	水道企業 団 町	○浄水施設の耐震化率 42.1% (H28) → 42.1% (R10) ○ポンプ所の耐震化率 91.0% (H28) → 99.3% (R10) ○配水池の耐震化率 33.8% (H28) → 52.8% (R10) ○管路の耐震管率 41.4% (H28) → 51.0% (R10) ○基幹管路の耐震管率 70.9% (H28) → 76.0% (R10) ○重要給水施設配水管路の耐震管率 54.0 (H28) → 69.7% (R10)	
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、耐震化計画に基づく下水道施設の耐震化を図る。	町	○下水道施設の耐震化 0%(R6)→100%(R11)	
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、ストックマネジメント計画に基づき、点検調査を実施し、点検結果を踏まえて改築・更新計画を策定する。	町	○五戸町公共下水道ストックマネジメント計画に基づく改築実施計画達成率 0%(R5)→100%(R9)	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【ため池・ダム等の防災対策】		
＜ため池・調整池施設の防災・減災対策＞ ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策の実施を検討している。	○	ため池中期プランの対象ため池のうち、当町にある防災重点農業用ため池3か所を優先的に、計画的に詳細調査に取り組む必要がある。 また、調整池についても、点検の実施を検討していく必要がある。
＜山地災害危険地区等における治山対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。	○	危険度の高い地区について、防止対策が必要である。 水源かん養機能の向上及び森林による生活環境の保全、形成等を図ることも望まれる。
【防災施設の機能維持】		
＜砂防関係施設の整備＞ 土砂災害に対し安全安心な町民生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。	○	土砂災害危険箇所整備率が低いことから、砂防関係施設の整備を継続的に実施していく必要がある。
＜砂防関係施設の老朽化対策＞ 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	○	既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。
＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	○	治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
＜河道閉塞等による住民避難のための情報提供＞ 二次災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、情報を住民へ伝達する。		住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していく必要がある。
＜流域治水対策（農業水利施設の整備）＞ 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。	○	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災インフラ等の老朽化対策等の推進を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	防災工事が必要と判断されたため池について、青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	県 町		
○	県は保安施設事業及び地すべり防止事業を実施しており、町は小規模治山事業等について実施して災害の未然防止を図っている。 他の防災事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。	県 町		
	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県		
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県		
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県 町		
○	避難情報の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直しを行う。	町		
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県 町		

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】		
<有害物質の流出・拡散防止対策> 町は、災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。 消防本部は、危険物施設の許可事務、さらに災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づいて指導している。		災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。
<公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策> 公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準の遵守を指導している。		水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものではないことから、流出時の措置について、指導・周知する必要がある。
<毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策> アンモニアガス等の毒性ガスの大規模漏えいの災害を防止するため、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供することにより、保安対策の向上を図っている。		引き続き、災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、第一種製造者の設備が技術上の基準に適合しているか確認するなど、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する必要がある。
<有害な産業廃棄物の流出等防止対策> 廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。		有害な産業廃棄物（特にPCB廃棄物等）が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。 また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。
<大気中への有害物質の飛散防止対策> 特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、濃度測定を行っている。		災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。
<PCB 廃棄物の流出・紛失等防止対策> PCB 廃棄物の流出、紛失等を防止するため、事業者等に対し、PCB 特措法に定める PCB 廃棄物の期限内処分を指導しているほか、保管基準等の遵守、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等を指導している。		PCB 廃棄物の流出や紛失等により、健康被害や生活環境への影響が懸念されることから、PCB 廃棄物の期限内処分の徹底を図るとともに、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、有害物質流出時の連携・処理体制の整備を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・指導等を実施する。	県 町 消防本部 事業者		
	災害発生時に有害物質が流出した際、迅速に適切な措置を講じさせるため、すべての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設における流出時の措置について、指導・周知を図る。	県 町		
	災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、引き続き保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する。	県 事業者		
	災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備するとともに、事業者に対し、PCB廃棄物の期限内処理及び処理するまでの間の適正保管について普及啓発等を進める。	県		
○	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の整備を図る。	県 町		
	災害発生時における健康被害や生活環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、PCB廃棄物の期限内処分の徹底、処分までの間の適正保管等について指導・周知を図る。	町		

	リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散		
	現在の取組	再掲	脆弱性評価
	【有害物質流出時の処理体制の構築】		
	<有害物質流出時の処理体制の構築> 有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。 流出事故発生時においては、公共用水域の水質保全のため、必要に応じて現地調査及び水質測定を実施している。		災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。
	<有害物質の大規模流出・拡散対応> 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。		有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと
 リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県 町		
	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	県 町 消防本部		

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ 6-3 原子力施設からの放射性物質の放出		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【放射性物質の放出による被曝防止対策】		
＜原子力施設の安全対策＞ 県民の安全と安心を守るという立場から、県内の原子力施設について、立地村とともに事業者と安全協定を締結して、環境の監視や立入調査等を行っている。		原子力施設について、新規制基準への適合性を含め、その安全性を確保する必要がある。
＜原子力施設に係る環境放射線モニタリング＞ 環境放射線モニタリング計画を策定し、モニタリングを実施しており、その結果については専門家による評価を受けるとともに、広く県民に公表している。		再処理工場に係る、環境モニタリングについて、必要に応じ対象項目の追加を行う等、充実を図る必要がある。
＜原子力災害時の防災対策＞ 原子力災害対策については、情報収集、情報伝達、住民等の避難等、一般的な災害対策（地震・津波や風水害等）との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応によることとしている。		原子力災害対策については、一般的な災害対策と同様の対応によることとしているが、放射線は五感で感じるができないといった原子力災害の特殊性を考慮した上での対応となることから、放射線や原子力施設等についての基本的な知識を習得する必要がある。
＜原子力施設の安全性検証＞ 原子力施設に係る立地要請や安全協定などに際し、原子力施設の安全性等について、国や事業者の対応を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観点から、県として節目節目において検証を行っている。		原子力施設の安全性については、国による新規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。
＜空間放射線量測定器の整備＞ 原子力施設の被災による放射線の影響を把握するため、空間放射線量測定器を整備し保守点検を行っている。		町内の安全性を確認する上で迅速かつ的確な空間放射線量の測定体制を整えるため、機器の保守点検が必要である。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
原子力施設からの放射性物質の放出による二次災害の発生を防ぐため、環境放射線モニタリングや空間放射線量測定器の整備、原子力災害時に備えた体制を構築する。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	県内の原子力施設の安全を確保するため、引き続き、国の審査動向を注視するとともに、必要に応じ立入調査等を行い、適宜事業者に対し必要な報告等を求める。	県		
	国内初の大型再処理工場本格操業に際し、立地・周辺地域における環境モニタリングの結果について丁寧に説明するなど適切に対応していく。	県		
	異常事態等に関する職員の参集、情報収集・連絡体制を確認するとともに、原子力災害の特殊性について基本的な知識を習得するための勉強会等を実施する。	町		
	事業者の対策や国の対応について、県議会や関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会、各種団体など各界各層の意見を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行う。	県		
	測定結果の公表を迅速に行うための体制の強化を図るとともに、機器の保守点検、更新を行う。	町		

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ 6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
＜農地利用の最適化支援＞ 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。
＜農地の生産基盤の整備推進＞ 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。		異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。
＜農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策＞ 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	○	安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】		
＜森林の計画的な保全管理＞ 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。
【農山村地域における防災対策】		
＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	○	治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理等を推進する。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、荒廃農地等活用促進交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 町		
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	県 町		
○	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	県 町		
○	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。	県 町		
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県 町		

	リスクシナリオ 6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
	現在の取組	再掲	脆弱性評価
	【農林水産業の生産基盤の防災対策】		
	<流域治水対策（農業水利施設の整備）> 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。	○	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと
リスクシナリオ 6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県 町		

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること		
リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
<災害廃棄物処理計画の策定及び運用> 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいる。		災害廃棄物は一般廃棄物とされ、町が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、青森県災害廃棄物処理計画や五戸町地域防災計画などと整合性を図りつつ、発災時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について検討・見直しを行い、実効性のある計画とする必要がある。
<災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係機関等との連携を進める予定としている。		広域的処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、平時から関係市町村や関係団体、関係機関等との連携を図る必要がある。
<家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策> 災害が発生した場合において、円滑に家庭系災害廃棄物等を収集・運搬するため、具体的な行動及び実務を明記した「災害廃棄物処理マニュアル」の作成に取り組んでいる。また、災害が発生した際、災害ごみの収集運搬を迅速かつ的確に実施するため、一般廃棄物処理事業者団体等との「災害時における災害ごみの収集に関する協定」を検討している。		家庭系災害廃棄物を円滑に収集・運搬するため、関係団体との連携を推進する必要がある。
<大気中への有害物質の飛散防止対策> 特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、濃度測定を行っている。	○	災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画を策定し運用するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、計画策定後には、災害廃棄物処理対策について地域で取り組み、さらに教育訓練等を通じて人材育成にも努め、必要に応じて見直しや修正を行うことで処理計画を実効性のあるものに高める。	町		
○	災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団体等との連携を図る。	町		
○	災害発生時において、各種マニュアル、協定に基づき円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう県・町の関係部局、関係団体間との連携強化を図る。	町		
○	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の整備を図る。	県 町		

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること		
リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害ボランティア受入体制等の構築】		
<災害ボランティア受入体制の構築> 災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築するため、社会福祉協議会等関係機関と連携を図っている。		災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、災害ボランティアセンターの開設、運営について、社会福祉協議会等関係機関とのさらなる連携協力体制を構築する必要がある。
<災害ボランティアコーディネーターの育成> 災害発生時においては、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、その育成に係る取組について、他自治体の事例等も参考にしながら検討を行っている。		災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。
【被災地応援の受入体制の構築】		
<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
【農林水産業の担い手の育成・確保】		
<農業の担い手育成・確保> 当町の基幹産業である農業を将来にわたって維持・発展させるため、担い手の育成・確保に取り組んでいる。		災害による被害から町経済を迅速に復旧するためには、基幹産業である農業の振興と持続的発展が重要となるが、農業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者や新規就農者の育成を図り、担い手を確保していく必要がある。
【地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援のため、啓発活動（研修会の開催など）を積極的に実施し、自主防災組織の育成強化に取り組んでいる。	○	自主防災組織の組織率は、令和6年4月現在で63.1%であるため、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害ボランティアや被災地応援の受入体制の構築等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
○	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入体制の構築に向けて、平時から社会福祉協議会等関係機関と情報共有を図り、連携協力体制を構築する。	町 町社会福祉協議会		
○	災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、町民を対象とした研修会の実施についても検討する。	町 町社会福祉協議会		
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町		
○	基幹産業である農業の振興と持続的発展に向けて、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。	県 町	○認定農業者数 161人（R6）→161人（R11）	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県 町	○自主防災組織率 63.1%（R6）→90.0%（R11）	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
現在の取組		再掲	脆弱性評価
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、中型自動車免許取得への補助金のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。		○	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
<住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の体制確保> 発災後に円滑な調査及び交付へつなげるため、平時から関係資料の収集や、過去の事例資料等を確認し保管している。			比較的短い期間での人事異動が多いため、家屋調査に精通した職員が少ないことや当町での被害認定調査を経験した職員がいないことから、実務を想定した職員育成が必要である。 また、発災時には調査から交付までの業務において、担当課だけでは人員が不足するため、横断的な人員の確保について、事前に想定・協議しておく必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携 項目
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部		
	発災後に円滑な調査及び交付へつなげるため、積極的に研修受講や学習を実施する。 発災以降に、調査・交付業務と並行して平時業務や他の業務を遂行することになるので、改めて実施体制を想定、検討しておく。	町		

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること		
リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【地域コミュニティ力の強化】		
<地域コミュニティ力の強化> 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる町内会・自治会の基盤強化や人材育成等に取り組んでいる。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会・自治会の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。
<農山漁村の活性化> 「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、青森県では農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として県が推進している地域力の再生を実現するための取組を推進している。		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。
<地域コミュニティを牽引する人材の育成> 地域防災力の強化には、町内会等地域コミュニティの再生、活性化が不可欠であるため、町内会運営のための基礎知識や活性化に向けた方策、事例紹介などの研修会を実施し、担い手となる人材育成に取り組んでいる。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会・自治会の人材育成に取り組む必要がある。
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、中型自動車免許取得への補助金のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	○	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【応急仮設住宅の確保等】		
<応急仮設住宅の迅速な供給> 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅を建設する際の具体的な手順や建設候補地等を示した「青森県応急仮設住宅建設マニュアル」を県と共有している。		応急仮設住宅の建設候補地が不足していることから、確保に向けた取組を進める必要がある。 また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】				
地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティの強化や農山漁村の活性化等を図る。				
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	地域コミュニティの中心となる町内会・自治会の基盤強化・活性化のため、加入促進や組織強化に取り組む。	町		
	あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住民など、多様な主体（地区環境公共推進協議会）の参加のもとで、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。	県 町		
	地域コミュニティの中心となる町内会・自治会の基盤強化・活性化のため、関係機関と連携し、担い手となる人材育成に取り組む。	県 町		
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部		
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して建設候補地の確保に努めるとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストを作成する。	県 町		

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること		
リスクシナリオ 7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【風評被害の発生防止】		
<正確な情報発信による農林水産品の風評被害の防止> 当町の農産物・畜産物の安全・安心をアピールするため、県が実施している放射性物質のモニタリング調査結果を町ホームページで提供している。		災害時の風評被害は、正しい情報が伝わらないことで起こることから、風評被害の軽減及び発生防止のため、正確かつ速やかな情報発信を行う体制の構築が必要である。
<安全・安心な生産・流通システムの構築> 生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生管理により、消費者の信頼を得ることが、風評被害の防止につながることから、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいる。		生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により農産物の認知度向上を図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、正確な情報を発信する体制を整備するとともに、関係事業者と連携・協力した安全・安心な生産・流通システムの構築を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値） *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	災害発生時における風評被害の防止に向けて、正確かつ速やかな情報発信を行う体制を構築するとともに、引き続き、放射性物質モニタリング調査結果の情報提供を実施する。	町		
	災害発生時の風評被害防止に向けて、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により農産物の認知度向上を図る。	町 事業者		

附属資料 リスクシナリオごとの対応方策

令和7年3月

五戸町 総務課

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古舘 21-1

TEL.0178-62-7950 FAX.0178-62-6317